

第4回菅島採石場検討協議会議事録（要約）

日時：平成24年7月31日（火）

午後1時30分～4時45分

場所：市民文化会館中会議室

出席委員：大野委員、松井委員、藤田委員、櫻井委員、亀川委員、辻委員

中村委員、木下委員、尾崎委員、奥村委員、堀口委員

欠席者：藤原委員、成田委員

事業者：鶴田石材株式会社（上村専務、臼井工場長、木本課長、張川課長）

鳥羽市：木下副市長

事務局：中村総務課長、世古口副参事、浅井係長

1. 開会

事務局： 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中また大変暑い中お集まりいただきまして有難うございます。

それでは定刻になりましたので、第4回菅島採石場検討協議会を開催させていただきます。なお本日都合により、藤原委員と成田委員が欠席となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは大野会長よろしく申し上げます。

2. 議事

会長： では、議事に入る前に事務局より資料の説明をお願いします。

事務局： それでは、別紙の前回までの協議事項についてということについて説明させていただきます。この資料につきましては、今まで各委員からいただいた意見をまとめて挙げさせていただいています。今回更に意見を出し尽くしていただく為の資料として作成いたしました。

それでは最初に1、緑化復元計画の①緑化復元の判断・評価についてであります。

（別紙の1の①に関する各委員からの意見を読み上げ）

会長： 有難うございました。前回までの緑化復元の判断・評価についてということで話題になったと言うものですね。

委員： すみません。前回8割と言ったんですが、うちの林道工事の特記仕様書で7割となっていましたので7割と言うことでお願いします。

会長： 緑化復元の判断・評価について、今までいただいた意見について事務局のほうでまとめていただいたもので、結論的なものは出ていないわけなんです。この今までの意見をご覧になって何かご意見は無いでしょうか。

前回も委員によっても緑化の評価が異なっているということがありましたが、客観的なデータの採取が必要じゃないかと言う様な意見としてまとめたらどうかと言う結論ですが如何ですか、これに関して。

委員： 要は菅島の間人があの山を荒らされて、緑化の計画があつて現時点での緑化に満足

するかしないかの問題やわな。

委員 : 例えば、去年植えて今年生えるって言うものではないですわね。そのことは委員も了解できますよね。私共も、思った成果が得られていないと言うのはあります。実際自分たちも作業をしてね。1個500円以上する保育ポットで、それなりの経費を掛けている割に、得られている成果は不十分と言うのはあります。

委員 : 聞いているのは、あのままに、現状のままに放られた場合に、菅島の住民は怒らないのか、まあしゃあないわと通るものなのか、それを聞いている。

委員 : 緑化のことだけですか。それよりも菅島の住民としては、コンベアが在るとか全部を意識するわね、緑化だけじゃなしに。委員はこの協議会のことで緑化を言うんだけど、緑化以上にコンベアとか広い敷地がありますやん。それも含めて、放られたら困ると言うのはあります。

会長 : コンベアとかは、撤去して欲しいと。

委員 : それはもう契約書では謳ってあります。緑化に関しては100%の成果は得られていないと言うのは現状認識としてあります。

会長 : 僕もちょっとお聞きしたいんですけど。今委員がおっしゃられたように、要するに歴史のある採石場ですから、委員が生まれた時にはもう採石場だったのかも知れないんですけど。本来は元の感じに復元するというのが、採石の跡を元に戻すというのが建前だと思うんですけど。それに対して、菅島の自然を愛しておられるであろう地元の方々が、あの緑化の程度がどれ位になったら満足されるのか。

委員 : 皆さんは、採石って言うのを悪と言う観点から見ている訳やんか。環境破壊、その一点だけで言われるよりも私共町内会と言うのは、第1回の協議会でも述べさせてもらった様に、社会インフラの貢献をしていると言うそれなりのプライドが有るんですよ。

それがね、この協議会ではその観点というのが抜け落ちて、環境破壊一点張りの責められ方をする訳なんです。私共は、多少委員さんらから見たら環境破壊と言うのは否定はしないですけども、それに勝る社会貢献をしているという自負は持っていますよ。

それで、まだ資源が埋まっているのだから、それを採っていききたいという気持ちもあります。だから総会で、採石の延長と言うのを議決した訳です、当町内会は。

会長 : 例えば、コンベアの撤去は、契約書に謳ってあるとのことですが、その年限とかは決まっているんですか。

委員 : 採石が、完全に終了となった時にはと謳ってあります。鶴田さんが事業を撤退する時に。

委員 : それが平成26年3月なんですよ。

会長 : それが何時かと言う事になるかとは思いますが…。

ですから今、一応中心的な話題としては、緑化復元としてのレベルとしてはどうかと言う事で、地元の方として、どう思われるかと言うご質問だったんだと思うんですけど。

そこで、ひょっとしたら満足度は低いかも分からないけど、社会貢献していると言う事でと言う感じだと…。

委員 : 社会貢献と言うのは、鶴田石材の意見であって菅島の住民の意見なの。

委員 : それはあると思うよ。だって新幹線の敷石になったり中空の路盤、基盤材になったりしていて。

委員 : それの代償としてお金をもらっているんでしょ。

委員 : 代償はね。

委員 : そうでしょ。だったらチャラでしょ。

委員 : チャラって言うか、それは委員さんの考えであって、私共は何て言うの…

委員 : 3千万が低すぎる訳。

委員 : それは思って無いですよ。だけども山を採る事で、日本国土とか道路とか社会インフラの一助を成していると言う自負は持っていますよ。

委員 : そんなのは菅島だけじゃなくいっぱいあるよね、日本国中。

会長 : ですから色々なとり方があると思うんですが、一応先程ご訂正も有りましたけれども、森林法とかでも採石した後は、少なくとも被覆率7割。それこそ元の自然じゃないかもしれないけれども、被覆率7割位の緑化はしないといけないと言う事になっている。そう言う事ですが、それに関して言えば客観的なデータが無いですよ。ですから、一つ客観的なデータを得たらどうかと言うのを提案すると言うのは、この協議会の提案としては出来るんじゃないかと思うんですが。そのあたりは如何ですか。

委員 : 緑化復元に関する判定基準は何か。判定基準は現在無い訳ですよ。この菅島に関して、具体的な。

先ずはこの判定基準と言うものを有る程度決めなければ、或いは作らなければいけない。これから先ですね、今までは無かったから。作らなければ判定の仕様が無いんだから。

それからその次の、これは例と言いますか参考までに挙げられているのは、道路工事等では被覆率7割。しかしこれは緑化復元、種子吹付け等による7割と言う事ですからこの採石場とはちょっと異なるんですよ。

会長 : 採石場も種子吹付けをされていると思いますけど。これは一応ここでも適用されるんですよ。

委員 : 適用する、しないと言うのはまた別の話なんですけど。僕が言った林道工事の法面なんかの場合、例えば国の補助事業なので当然会計検査とかも入りますので。

その工事終わって、判定は吹付けてから3ヵ月後とか6ヵ月後とか、その吹付けた時期によって変わるんですけど。その時点で被覆率7割を切っていた場合は、瑕疵担保と言うことで業者に再度吹付けさせるって言う事に使う基準なんですよ、実は。

なので、今回鶴田さんのところは、天龍工業でいわゆる種子吹付けも行っていますよね。その種子吹付けに対して、良いの悪いのって言うのには使ってもらっても良いと思いますけど。じゃあそれで駄目だった場合は吹き直しさすの、ささないのと言うのは契約書にどうやって書いてあるかと言う事なので、拭き直しが出来ない場合もありますけど。成功してるとか、ちょっと不味いなと言うのには、種子吹付けの分としては使えますね。

ただこれも判定の仕方と言うのが、1m角のランダムに選んだ所で、10m離れて概ね

緑って言うか全面が概ね緑に見えたら7割と言う事なので。ここ全然客観的じゃないんですよ、実は。

デジカメで撮って、その画像を処理してその緑の部分が7割かって言うソフトもあるにはあるんですが、どこからどこまでを緑にするかと言うのは、人が決めるんでそれも又主観的になっちゃうんですけど。だからまあ、参考程度。よっぽど下駄をはかすと言う事が無ければいけるかなと。個人差はあっても概ね緑だね、そうだねって3人位で判定していますけれど。

委員： 種子の吹付けで、1㎡の面積を何m離れたところで緑の状態がどうかと言う事で判定基準を設けていると。しかしそれは正確なものではありませんから、一つの基準と言う事でその程度のものかなと思います。

それをそのままこの菅島にも7割と言う事で当てるのか。それとも菅島の場合、今までの緑化の中にもウバメガシとか植樹もやってきている訳ですよ。そう言うものを種子吹付けの7割プラス、早い話が種子吹付けだけで緑化したと言う事にするのか。それもするけれども、更に植栽もするんだと言う事にするのか。その辺は、どういう風にするか整理する必要があると思うんです。それで判定基準を設けて、7割以上なら良しとしようとか言う事にしないと判定がしにくいと思います。

会長： 私ちょっと植物の専門家2人に聞いてみたんですけども、菅島は蛇紋岩地帯で有名で植物の専門家の方皆さんご存知でした。それでちょっとアドバイスを聞いたら、非常に蛇紋岩は風化しにくいと。放っておいても中々土になる事は無くて、そのまま木が生える事は非常に難しい。基本的には客土しないことには草しか生えない。

蛇紋岩地帯と言うのは、高山じゃないのに高山植物が生えることで有名らしい。八ヶ岳とかじゃそういう有名どころがあるらしいですが、2001年の三重自然誌で調べた植物の専門家の記事によると、そのはずだけど菅島には高山植物が無いと書いてある。

道路緑化の7割と絡めますと、道路緑化の7割と言うのは、いわゆる斜面が滑らない為、土がなくならない為に緑化する訳なんですね。要するに、一つは30cmの客土する事になっていますから。ここが裸だと、雨なんかで土が流れて生える植物も生えなくなっちゃいますから、当然吹付けして緑化すると言う事は必要そのものなんですね。その後、木が生えてくる為に緑化することは必要だと。これが要するに、7割の被覆率が無いと土がなくなっちゃいますので。

委員： 今言われた話は、10年前の鳥羽市議会の中でも覚書を作る時に生まれて。これ緑化出来るんとかやうかと。だから跡地利用計画も同時に考えて行こうじゃないかと言う話の中で、観光施設はどうやろと。その時の井村市長は、カジノ構想はどうだという話まで出てました。それが残っているかどうかはちょっと分かりませんが。

ただですね、判定基準をちゃんと作ってもらうということは本当に大事なんですけど、鳥羽でもここだけじゃ無しに、いろんな所で採石やっていると。山を崩して採っている所。そこにまで使える様な、ちゃんとした判定基準を作り上げやな。菅島だけが採石跡はこうするんだと言う事は、まず違うと思いますから。そこら辺まで入ったものを作っていたかかないかんと、先程会長言われた様に蛇紋岩、かんらん岩は育たな

いんじゃないかと言う事で、跡地利用をしっかりと全面を考えようと言う話まで出ていました、その時は。だから単純に、石の彫刻公園と言う一つの案が出てたんです。そこから辺をちょっと考えていただくと、緑化復元が本当に正しいのか。それとも鳥羽が第3次の観光で食べている限り、観光施設を作ったらどうかと言う話まで出ていました、その時は。今後そういう議論もちゃんと考えていくべきだという中で、緑化だけを議論していたら、いつまで経っても緑化ですよ。委員さん言った様に、判定基準を作ってもらわなければ。ここで作るものじゃないと思いますし。そこから辺を整理してもらうのは市の方じゃないかと思うんだけど。その方向性をどんだけ議論しても無駄な議論が多くなってしまふんじゃないかなと思うんですけど。そこから辺まとめていただくと有難いと思うんです。

過去10年前の議論と今の議論、それと社会情勢と今の情勢。そこから辺はちゃんと温度差と言うか、そこから辺をちゃんと見据えた今後の考え方をしっかり提案していく事が今後の鳥羽市の為になると思いますので。また菅島町の為にもなると思いますので。

今ここに書いてある事に対して議論していると、昔の話を又何と言うのか、もう終わっている様な事までいっぱい書いてありますよね。これを本当に議論していくのかなと、不安で。僕としたら。

委員：委員さん。緑化をするという事が前提で、この10年間の契約が成されている訳ですよ。だから10年間、今日に至るその中で、緑化はどういう状況にあるのか。今のままで良いのか、それとも問題があるのか。将来はどうするのかと言う事も含めて。それから跡地利用もどうするかと言う事も含めて、この2つの課題がこの検討委員会に設けられた訳ですよ。

だから私が今言った、ここに書いてある7割以上が妥当なのか、5割で良いのか3割で良いのか。貴方が言われる様に、跡地利用する所だから緑化は全くしなくて良いのか。そういう事も含めて、いずれにしても緑化をするのならば、基準を設けてどの程度すべきだと言う事にしなければいけないし。こういう具体的な利用の仕方があるから、緑化はもうしなくても良いんだと言う事になれば、それはそれで一つの方法かも知りません。しかし、跡地利用でどういう風に利用するかにしても、採石を採っただけの法面で緑化を施してないと言う事は、開発許可上ちょっと問題があるんだと思うんですよ。

道路工事や宅地造成だったら、それなりの基準を設けて、基準が有ってそれに基づいて緑化をする訳ですね。その緑化が7割、ある程度出来ていたらよろしいと言う事になるのか。それが2割、3割だったらもう一回やり直して下さいと言う事になるかというそれは基準があつて。

だから、菅島採石場には、現時点で緑化をすべきだと言う事は有るけれども、具体的にどの程度の基準ですべきだと。その評価はどうだと示されていないことが問題なので、ちょっとその辺は協議する必要があるんじゃないかと。

委員：緑化の7割とか云々と言うのは前の時に、自然公園法とかで、この位の復帰はしろと言う基準があるでしょ。現状の復帰と言う様な事書いてましたやんか。

委員：一応現状復帰と言うのが有るんですけど。自然公園法で指導しているのは、曖昧な言

い方にはなっているんですけど、緑化植物が定着したと認める期限までは、ちゃんと管理しなさいよと言っています。じゃあその緑化植物が定着したというのはどういう状態かって言うのは、内部でもしっかりした定義が無くてですね。そこは、こちらもちちゃんと議論しなくてはいけない部分なんですけど。

何割といった基準も勿論有った方が良いと思いますし、それは場所によっては数字では判断できない。全体的な景観とかと言うのもあるので、そこは基準を作るときには、ちゃんとしっかり考えなくてはいけないと思います。

委員：その問題はね、最初私が委員さんに言った、現状どれくらいしてくれるんやと。菅島の人、これくらいやってもらわな困るという意見があると思うんやわ。それを最初聞いてたんやけども。要は最後までちゃんと面倒見てくれよと、これくらいの木はみてもらわんとあかんぞとか言う…

委員：そういうのは無いです。

委員：無いの、どうでもええんや。

委員：どうでもええと言う事は無いんやけども。前回の時でも町内会って言うのは、採りたいと言う意見でしたやろ。

委員：緑化の話。

委員：だから緑化に関して率直に言えば、前回の時にも採石事業の延長と言うのを菅島町内会は望んでいた訳ですやん。それで周りに反対意見が多かったもんで、妥協の産物ですやん、緑化って言うのは。それが現実ですやんか。

委員：それはちゃうと思うね。あの時は、10年前でしょ。契約の期限だから。緑化をしていないから、一気にすぐには出来ないから10年間延ばそうかと言う風やった。

委員：前回は先ず、環境って言う面がうるさい時期でした、8年前は。それでマスコミ等で批判が上って、観光協会さん等の景観や環境破壊やんかとか言う声がやっぱり多かった。そやけども菅島町内会って言うのは、その当時もまだ採石の延長と言うのを望んでたんですよ。だから、そういう審議会を最初に、採石協議会を鳥羽市が設けて、こういう委員会を開いて反対の声が多かった訳ですやんか。委員さんが出てたら多分、反対されてたんだと思うんですよね。

委員：出ていましたから。全部分かってますから。

委員：そやから町内会は、その時も採らせてくださいと言う意見を述べていたと思いますよ。

委員：会長。10年前は議会の方からも、あれは緑化しろと言うことで。最初は吹付けやったんですよ。吹付けたら長い雑草みたいなのがどんどん出ますよね。あれではいかんと言う事で、木を植えろと。僕も2回行ってらるんですよ、穴掘って、植えて。させてもらってるんやけど、あれはやっぱり育たん訳ですよね。それで大学の先生やったと思います。色々な案が出て来て、それやったらもう一度緑化をやりましょうと言う事で、今やっているのがそれだと思うんです。

だけど結局、今言われたように、蛇紋岩やかんらん岩に関しては、もう付かないんじゃないかと言う事で、跡地利用まで考えておくべきやという話になったと僕は記憶しています。

ただその中で、今緑化、緑化って言いますけど、本当にこれを緑化しようと思ったら、中途半端な考え方ではあそこを緑化しようと思っても…。吹付けなら何時でも出来ますよね。だけど雨降ったら流れていくだけの話で。

会長：雨で流れないように吹付ける。

委員：それはやっぱり…。

会長：先程委員もおっしゃいましたが、本来は採石した跡は、現状復旧するというのが本来ですよ。

委員：してないところが日本全国至る所に在りますよ。

会長：それに関する判例集を見たら、例えば全部現状復旧しなければいけないんですかって言った時に、誰も見ない様な、通らない様な山の中なんかは、現状復旧しなくてよろしいみたいな結果が出ている。

だけどここは違いますよね。だから、それは場所によって違うと思うんですよ。採石した跡の現状復旧の意味合いと言うのは、場所によって違うと思う。

先ず、協定書の位置付けですよ。協定書があって、協定書が守られなくなりそう、期限が来るのでどうするかって言う話なんですけど。ちょっと今の委員さんの話なんかだと、もう協定書を放れという話になってると僕には思えちゃうんですけど。

委員：全然違う方向に行っていると思うんでね。

会長：だけど委員のおっしゃるのは、協定書の時とは時代が違っているんだから、その協定書はもう無しにしようって言う様な意見ですよ。

委員：僕はその時から、跡地利用で勝負するべきやと思っと思ったんでね。

会長：それは委員がそう思っていたかもしれないですけど。一応協定が結ばれた訳ですよ、8年前に。それで三者で納得されて、それを一応粛々と進んで来たけれども、余り緑化が思わしくないんじゃないかと言う事でこの協議会が立ち上がっている訳ですから。

その協定書を結んだ時が何とかだったからと言う話は、ちょっと困ると思うんですけど、僕としては。

委員：契約書の内容をこっち置いといて話しますと、検討協議会の意味が…。

私一つお尋ねしたかったのは、平成15年に取り交わしている現在の契約書の内容は、どちらが作られたんですか、甲乙どちらが。甲乙と言うのは、鳥羽市と鶴田さんの契約ならば、甲は市で乙は鶴田さん。菅島さんであれば、甲が菅島さんで乙は鶴田さんと言う事になるので。その契約書、私見ておりませんが、市と鶴田さんの契約書の内容と言うのは、鳥羽市側が用意したのか鶴田石材さんが用意されたものなのか。それとも双方で、1条ずつ精査してあの内容に取り決めたのか、ちょっと聞きたかったんです。

事務局：原案は、市が作っていると思います。ただ内容に関しましては、鶴田さんとどの様な協議がなされたかは、定かではありません。

副市長：委員がご質問されましたことについて簡単に説明しますと、市が鶴田さんと契約したのは、財産処分の契約なんです。財産の処分についての契約です。これは、地方自治法で定めていますから、条文等については上位法に沿っていると思います。ただ、菅島町内会さんが、共有的入会権で所有権を強調しながら契約しているものについては、市は

一切関与していません。

それからもう一点気になるのは、三者がしている 429-1 と、同じく 67 の緑化協定書。これについては、原案を市が作ったのか、町内会なのか鶴田さんなのか、私も把握していませんけど、それは条文を三者で詰めながらやったのかなと思っています。

委員： 私が今お尋ねしているのは、かんらん岩の売買契約書。この売買契約書の 1 条からずっとありますね。その中身のそれぞれの条文は、市が用意して作ったものに甲乙で押印したものなのか。

副市長： 市の場合は、市が作っています。これは議会の議決事項ですから。

委員： その売買契約書があつて、それに基づいて覚書と協定書があるんですよね。そうするとその協定書は、鳥羽市と鶴田さんの間、菅島町と鶴田さんの間にも含めて緑化のことは協定を結んでいますよね。そうするとそれは、緑化復元をするというのを前提にしていますよね。それから採石も原石の売買契約書ですが、合計数量、ボリューム掛ける 95 円で算出して、4 億何某ですね。これをどういう訳か 10 分割して支払っているんですよね。それで今の時点では、もう 1 回分が未だだと言う事ですね。9 回分はもう入金になっている訳ですね。

副市長： はい。もう決算しています。

委員： ところが、順調に採石が生産されておればそれで良いんですけど、生産は遅れてます。しかし入金は、決めた期日に 9 回入っている。それで残り 1 回分。26 年 3 月末を持って全体ボリュームが、採石が採れるという状況に無いから今こうやって検討をしている訳でしょ。

そうすると、その 26 年 3 月末で残量、残ったもの、それももう 24 年 9 月で先に金が入ってしまう訳ですよ。

私はこの売買契約書の中身は、ボリューム 4 百何十万か決めて、それをたまたま 10 年で 1 年ずつの分割で支払したと。本来は売買ですから、今年は何百 m³採りました。掛ける 95 円ですよと言う事で、毎年数字が変わってくるのが普通だと思うんです。けどそういうことは全く無視というか、機械的にトータルで契約結んで 10 回の分割で支払していると言う事ですから。これ 10 年経って全部採れてなかったら、その残量に対してどうするかと言う問題残りますよね、金だけは貰ってますよ。

委員： この契約書は、三者が考えた事であつて。この契約書に、最大限とか言う事は書いてへんよね。最大限これくらい採っても良いですよって言う。よく二通りに意味が取れるように書いてあるのが有るんやわな。前に委員さんが言った様に、その辺の微妙な少し難しい面があるな、契約書に。

それを意識したものか、普通は最大限とかそれ位まで採らないと契約終わりませんよとか、その様に書いてあつたら分かるんやけどな、契約書にね。

委員： 単価の見直しは、その時の経済情勢によって、甲と乙が協議することが出来ると書いてあるんですよ。だから単価を上げることも可能だし、下げることも甲乙協議の結果出来ると書いてあるんですが。

期限は、10 年の契約が何らかの都合で縮まるとか延ばすとかいう事も、協議の対象に

は書いてないんですわ。ところが、4,349,120 m³というのは契約書の中に数量を謳って、掛ける 95 円なんです。したがって、それが 433,824,720 円と言う金額になる訳です。

そうするとこの 10 年間と言うのは、今までの採石を採る実績に基づいて、10 年と言う期間を多分設けたんだと思うんです。ところが 10 年のタイムスケジュールの中では、とても過去の実績どおりに行かなかったから収まらないと言う事になってきたんですね。そのところは協議して、そういう事もあるだろうと。その時に甲乙で協議すれば良い訳なんです。問題は、何故その数量がはじき出されたか、4,350 万の数量が。

緑化をするには、それだけの土量を採らないと緑化が出来ないと言う事で多分決めたんじゃないかと。これは私の推察です。そうでしょ。

その土量を 10 年で採れないから、それじゃ 15 年掛かるのかと言う議論が当然出てくる訳なんです。そう言う 10 年で採れなかったらどうしようと言う事が書いてないんですわ、協議するとも何とも。ただ 95 円と言う単価は、その時代によって上振れ、下振れがあるから単価の交渉をしましょうとあるんですよ。

それともう一つは、緑化と言うものを結果の副産物としてしまうんだとすると、根底から、根本から狂ってくるんですよ。ある程度緑化はしないと、やはり許可権者である皆さん方もちょっと困るところがあるでしょうし。

菅島と鶴田石材の間と、鳥羽市と鶴田石材の間は、若干違うと思うんですね。鳥羽市行政が、緑化なんかせんでもええわと言う事になったら。行政としては、他の事業に対しても説明が付きませんから。緑化の度合いはこうだと言う事で決めてすれば良いですけども。無視するという事は、行政として出来ないことだと思うんで。だから、ある程度の基準を決める必要があるんじゃないかと。全く緑化を必要としない様な跡地利用の事業が、そこにあったとしたらそれは別ですよ。それは別ですけど、一応跡地計画って言う中で、法面が出来て全く緑化がしてないということは問題だと思うので。そのあり方はこう在るべきじゃないかと言う事を、我々検討協議会でお示しして、如何でしょうかと。後決めるのは、市が決める訳です。

だから私は、売買契約書と覚書、協定書と言うものは、ある程度その内容に問題があれば、ここの所は追加すべきじゃないか、こうすべきじゃないかって言う提案も含めてしなきゃいかんと思いますが。そのところを全くゼロにしてしまうと、これは話しにならない。

委員：鳥羽市が、お金を受け取っていると言う事についての鳥羽市の見解はどうなんですか。

副市長：確かに委員言われます様に、10 年間の分割で市は入金しています。平成 23 年度まで決算しています。平成 24 年度も、予算立てをして入金する予定をしています。

確かに契約書の中身には、土石量とかんらん岩の土量は全部はじいています、その当時。それ掛ける単価 95 円で 4 億何某の金額が出てますから。それで契約書の条文と実際が合っていない部分があります。それは言われた土量の部分です。

これは工期延長するか何らかで、議会のほうに再議をしないと市の方もいかんと思うんです。それは承知しています。それで契約書があるので、採らすのは当然採らせますけど。

前回からご説明していますが、2.3年とか2.6年遅れているという原因がある。それは、採石事情に原因がございますから。鶴田さんも商売にならない石は採りませんから。そこら辺は、行政も毎年チェックをしてこなかった。ある程度報告書は毎月挙がって来てますけど、この売買契約と照らし合わせたチェックはしてませんから。採石の量ですね。これはちょっと行政もチェックミスなところも一部ございます。それでそういう予定はしてます。

委員： そうすると、これから2年間なり5年間なり採石する分は、もうお金はもらっているから、これから採石の行為だけで鳥羽市としては認めると言う事ですね。

副市長： それと、ここの項目にございますが、期間を優先するのか土量なのか。これは双方が合う様に、それが5年で良いのか10年で良いのか20年で良いのか。それは市のほうは67の処理については、そういう風なスタンスしております。

委員： そうすると、今のご意見が有るか無いかによって全然違ってきますよね。

委員： 市としては、延長は認めなくちゃしょうがないと…。

副市長： 67についてですよ。市は、67しか処分してませんから。

会長： という事は、どちらかと言うと町内会さんの権利が強いと思われているところが、ほとんど採ってない訳ですよ。どういう契約されているのか分からないけど。同じ様な契約をされているとして、その契約を全うしようと思うと、その土量を採るまでは、そちらも採石を続けないとしょうがないと言う事になるんですか。

委員： この会議、何の意味があるの。

会長： そう言う事ですよ。

委員： だから副市長さんの話があったら、もう…。

委員： 市長が決断したら終わっていただくだけの話やん。

委員： 先程副市長が言われた様に、この契約書から読み取ると、この土量を、4,300万m³を売りました、買いましたと言う事になってるんですよ。代金の支払は、10分割して払うと言う事で。第1回は、平成15年9月30日とかずっと決められているんですよ。これは、この契約書から外し様が無い訳ですね。ただそれが、10年で採れるのか採れないのか。そう言う事になった場合に、どうするこうするって事は、1行も書いて無いんですよ。だからこれは、その項目にもう一つね、10年で採れなかったら双方協議の上、延長も有り得るとかね。採れなかったら採れなかったで、そこで打ち切るんだ。ただし、それによって清算して、4,300万m³がショートしても仕方ないという風に読み取れる内容になっておれば良いですけど、そうになってないから。ただこの中で、95円と言う単価の見直しは、経済情勢によって、甲乙協議の上変更できるという様な内容を書いているんですわ。

だから私は、この採り残している分。これは、どうしても採らざるを得ん契約書じゃないかと言う風に思うんです。そうすると、これが2年半掛かるのか3年半掛かるのか。これはあくまでも鳥羽市の67の分だけですよ。そういうことの議論は。それじゃ、その26年3月末で採れない分を、どれだけの期間猶予するのかと。その時に、緑化をどうするのかと言う事も、併せてここに書かないと。もう一遍、契約書をちゃんとしないとい

かんのやないかと。

それから、緑化等の判定基準或いは採石量。採石した月々と言うか、1年1年のチェックは甲乙2者間ですのか、それとも第三者の立場で、ちゃんとしたチェックをするのかと言う事も、今は出来てないですね。こう言う事も必要じゃないかと言う風に思う訳です。

その上で、鳥羽市と鶴田石材さんで意見集約して内容が固まれば、それに基づいて鳥羽市は結論を出すんだと思うんですけど。

そうすると、菅島さんと鶴田さんの間はどうするのかと言うのは、我々のテーブルには乗ってない訳です。ただ単に、緑化と言う事だけが共通したことであって、それを延長するとかしないとか言う事は、ここで議論できない。

委員： 鳥羽市と鶴田さんの契約は、26年に終わったとするやんか。そうすると、こっちが終わってこちらは中止になったと。菅島さんと鶴田さんとの契約は、市は関係無いのね。そういう風になっているのね。そうすると、こちらはこっちで工事は永久に有る訳やね。それで間違い無いの。菅島さんと鶴田さんとの話し合いで、ずっとこれは永久に採るように二人でOKしたら有り得る事なの。

副市長： 委員のご質問は、平成3年ですかね。言われた様に、所有権と入会権二つございますけど、これについて市と地元の町内会なんですけどコンサルに出しているんです。その報告書があるんですけど、これは市の方も尊重する姿勢で今まで来ているんです。

ただ事務局の方が、入会権の二つの種類であるとか所有権との関係。それから429-1の承継登記を、鳥羽市がある原因でやったという経緯も含めて議論が尽くせてない部分がありますので。

今回は、その他のところで各委員さんの、ちょっと難しい法律的な問題になっていますけど、説明も踏まえてご意見をお伺いしたいんですけど。そういう風に市としては思っています。町内会さんが関与しているところは、市は関与しないと。

委員： 非常に断片的、ごく一部分のこととございますが。東山の方ですが、菅島さんが云々というところの採石の同意書。これ鳥羽市が期限を切って同意しておりますね。鳥羽市が、所有者は鳥羽市であると言う事ははっきりと申し述べた上で、平成25年4月で同意が切れるという書類が出ていますでしょ。ちょっとこれ断片的な話ですけど、それどう考えておられるんですか。

副市長： それは三重県さんの方見えますけど、5年に一度鶴田さん申請します。そこは法律の規定で、所有者が同意することになっているんです。429-1についても67についても今所有者は、鳥羽市です。鳥羽市ですけど地元の町内会さんは、429-1については、フランクに言いますと「オラが財産だ」とずっと主張している訳です。ある時点では調停まで行きましたけど、お互いに調停事項になっていませんけど。

ですから、届出行為には委員さん言われる様に、市長の印を同意を得て出しています。そういうのが現状です。

委員： 所有権は、鳥羽市にありますと。

副市長： 所有権だけはね。届出の所有権は、鳥羽市にあります。ただ町内会さん、それ主張し

てませんから。

委員 : はい。それは分かっています。

会長 : と言う事は、今の整理しますと、売買契約書は、町内会さんが自由に結べるんだけど、採石の許可を与えるのに同意する権利は、市に有る。例えば、町内会さんがずっと続けたいと思っても、市が採石に同意しなかったら採石を永遠に続けることは出来なくなる。

副市長 : 出来ませんし、市と町内会との紛争になるでしょうね。

委員 : 報告書によると、登記上の所有者は鳥羽市であるけれども、所有権は、共有の入会権を持っている当町内会が有しているんです。採石の申請をする時に、名義人の判が必要なので鳥羽市が判を押しているだけなんです。所有権者ではないんです。そこを理解していただきたいんです。

委員 : 今の菅島さんのおっしゃるのは、黒木調査団の調査結果が拠り所になっておると思いますし、鳥羽市の方はそれについてどの様に考えるのかまだ伺ってませんけれども、22年前に調査団が結論を一応出している。私はあれを読ませていただいて、非常に理路整然としていると思います。ただ、少し方向ありきが前提になっているのではないかなと、そういう風な感じに私は個人的に思いました。

委員 : 一点だけ。あれは菅島町内会が頼んでした報告書じゃないんですよ。行政と町内会が合意の下で選んだ第三者の人に報告を挙げてもらうように図ったもので、市側も税金を投入して行なったものだから、最初からこうありきと言うのはちょっと心外です。

委員 : 分かりました。その辺はちょっと言い過ぎた点があるかも知りませんので、お詫び申したいと思います。あれは私が率直に申し上げましてですね、22年前のあの先生の一つの学説、学説と言いますとちょっと御幣がありますけれど、学説的な結論ではないかと言う風に思っておりますし、二十何年も経過した現在ではですね、いろんな労働環境がかなり変わってきた部分もごさいます。

それからもう一つ申し上げますと、あの中に毛上の云々と言う言葉があります。毛上。毛上の物件につきましては、私は素人ではございますけれども所有権と入会権についてはですね、並立であるということについては分からないことはないんです。その下にある地下資源まで並立であるというのは、私はちょっとこれは暴論に近いなと考えているんです。それを認めればですよ、何にも無くなっちゃうじゃないですか。滅失するわけです。最後は滅失。と言うことは所有権も当然に無くなってしまふ。そういう議論に発展する可能性があると思っている訳なんですね。そういうことで、あくまでもあれは一つの学説的なものに過ぎないんだという風に、非常に僭越ではございますがそう考えております。

会長 : では、市の認識をお伺いします。

副市長 : 委員さんが言われるのも分かるんですけど。その当時に委員言われましたように税金も使いながら共同で調査した結果です。ただ私も、かなり昔の話なので真意は知りませんが、その当時に出された報告書につきましては、歴代の市長は尊重するっていう風に言われてまして、その産物として平成 15 年にかんらん岩の売買契約書を上げていま

す。それに基づく緑化もやっています。そういうスタンスなんです。

その時早稲田大学の先生ですかね。入会権の権威であるということで、多分市のほうがお探しして大学のほうに頼んだのかなと言う様に私は記憶しています。

委員 : 会長さん。ちょっと延長の問題雰囲気が悪いんで話を戻そうや。

会長 : 雰囲気悪いんですけど…。

委員 : 延長の問題もテーマ入ってるの。

会長 : 緑化なんですけど、それと延長はだいぶ関係すると思いますが…。

委員 : この三者の協定書ですね。この緑化の協定書にも平成 26 年 3 月末を持って終了と書かれているんです。先程も言いました様に、鳥羽市の契約書を見ると、菅島さんが契約しているのは勿論量も違うんですけど時間が一緒なんですよね。それで緑化計画終了も同じ時期なんです。これ同じ協定書なんですから。

委員 : あの菅島の場合は、最初に 10 年 4 億円で契約しています。そやけども、経済情勢を鑑みて毎年度市の時々で額は変えています。そやもんで 4 千万は頂いてないんです、単年度 4 千万。それって言うのが、遅れの面で減額しているって言うのもあります。

だから私共としては、遅れの方は勿論採って頂かなければ困るって、採石延長は当たり前のように理解しています。

委員 : だから採る量を決めて、鳥羽市の契約している分も菅島の契約している分も採る量を決めてそれで同じタイムスケジュールでやってきた。しかし、現時点での結果としては、菅島さんの契約している分は、概ね今から採ろうと思うと 7.5 ヶ年と言うことが示されてました。市の場合は 3.5 ヶ年。ところが協定書は同じものを使っています。

それで 10 年間の中身の量を減らすとか膨らますとかは双方が甲乙が協議したら多少契約書はいじれるんだと思うんです。だけど 10 年を過ぎた分については、過ぎて止めるのか延長するのかと言うのがこの議論になるんですけども、延長したとすると延長の度合いが鳥羽市の契約が 3.5 ヶ年、菅島の場合は 7.5 ヶ年と言う風に違ってくると、この緑化の協定書ももう 1 回直さないかん。そういった現実が出て来た訳ですよ。

それと、委員さんが言われる様に、もう延長を前提として議論するのかと言う話ですが、それはどうするかはこの委員で決めないかん事だと思うんです。延長を認めないとするのか、ある程度認めるのか。しかしその先、市が最終的にどう決めるかは別ですよ。だけど、延長するしないについて何に基づいて判断するかは、契約書に基づいてしか仕様が無いんじゃないかと思うんですよ。

委員 : この場では…

委員 : 方向だけは議論できますやん。決めるのは市が決めるで、最終的に。我々はこうしたらどうでしょうかと言う意見を協議するだけの話であって、決定権は無い訳ですから。

ただね、売買契約で 2 者間で、甲乙で協議したら大抵の事は通常出来る様な内容なんです。厄介なのは片方が公ですわ。鳥羽市と言う菅島町と言う公ですやんか。そうすると、市民や町民の意見を気かなければいけないと言うことがあって、あくまでも個人対個人の事業所と言うことと違いますのでね。市としての判断も、そこで頭を悩まさないかなければならないことがあるんだと思うんですが。

しかしとは言え、こう言う契約で良かったのかどうかは別として、後々問題が出てきたら、けれども契約書に基づいて精査してそれによってこの契約内容ならこうすべきじゃないか、ああすべきじゃないかって言うことはここである程度意見はまとめられるのかなと言う気はするんですけど。

それから延長になるのか、延長ならば何年なのか或いは延長は一切認められないという形にするのか色々意見はあると思いますけどね。

だけど、全体ボリュームを売りました、買いましたって金はじいてしてしまっている。出来るってことになっているんでね、その辺をどう読むのかっていうことですかね。

委員： 延長問題をここで決定するというのはちょっと厳しい気がするんですわ。

鳥羽市民もその時は署名運動起こすかも分からへんし、観光協会もそういうことも考えているんやけど。この場だけでは難しいよ。みんなの意見もらわんと。

委員： ただ、これまで歴代市長は、これを認めてきたって言う歴史的背景をここでもろっと変えることが本当出来るんかと言うことが僕は…。それも何で認めてきたかって、議会を通して認めてきたる訳ですよ。そこをやれば議会軽視にもなってかへんのかなって。

委員： 菅島さんの言い分もあるし難しい。永遠に無理やわ。

委員： 永遠には絶対止まると思いますよ。何時かは無くなるんですから、採って行ったとしても。

委員： これ位とか、或るところで妥協も必要やし、永遠にって言われるとそれはいかんて、無理やて。絶対に無理。

委員： 資料の協議事項の①について、簡単に私の意見申し上げます。一口に申しまして、あの菅島の削り跡の遠望から見ましてとても緑化なんてとんでもない話だと。緑化を完全に無視されていると感じている者の一人でございますので。また、かんらん岩とか蛇紋岩とかいう土質の問題も出てまいりました。非常に困難な状況で有ったということも分かります。加えてですね、鶴田さん、事業者さんが過去に1億数千万円の大金をあそこにつぎ込んでみえる。それでも依然としてああいう状態であるということからいたしまして、緑化は中止すべきだと。中断すべきだと、止めろとは言いません。もうこの辺で一先ず中断したらどうかと。そういう風に思います。以上です。

(傍聴席より怒声を上げる者あり)

会長： 緑化を中断したほうがいい。

委員： 中断してどうするの。

委員： 私はね、初回にも申し上げたような気がしますが、鳥羽市には観光ビジョン或いは戦略、そういうものが今もって無いような気がします。これは、静かに考えてみてですね、鳥羽市の今の現状と極僅か先10年のいろいろなことを考え合わせて見ますと、過疎化とは言いませんけど限界集落に近づきつつあるんじゃないかと言う気がしますので。この辺で一つ、それこそ百年の大計と言いますとちょっとオーバーですけどそれに近い様なスパン、考え方で持った戦略、ビジョンがどうしても必要だと私は思っています。

そこで、ちょっと先だって頭の中に残っております菅島の土地とあの山と言うのはで

すね、土地はああいう格好になってきたからと言うこともありますけども、そこを中心にしまして鳥羽市だけでは大変だと思いますから、ディベロッパーの参加を求めた再生計画と申しますか、観光計画と申しますか大開発計画と言うものを真剣に考えてみてはどうかと思う訳であります。緑化についてはね、それと相前後して或いは場合によっては平行して進めていく問題でありまして。もしその辺のめぼしをつけた上で、もう少し実行計画なりのレベルを落とした段階で今の緑化計画もあわせて考えていくべきだと思います。

委員： 委員さんね、跡地使用の観光云々について中々良い案が無いし。日本全国皆それを考えているんだけど中々無いし、皆第3セクターとかやるんだけど、皆どこでも失敗になって。ちょっといい案が中々直に生まれません。

委員： 第3セクターだけでなくディベロッパーでも復活しつつあるところがありますね。九州なんかどうなんですか。

委員： 委員さん、カジノがもし上手いこと行けば、ラスベガスは500出すと行って来てましたよね、井村さんのところに。今ご存知のように中国なんてすぐ金出しに来ますよ。許可さえ取ればの話ですけど。

委員： 日本ではまだでしょ。

委員： それはもう動くんと違います、来年位に。僕はそう聞いてますけど。

副市長： 委員さんの意見にちょっとお答えと言うか説明したいんですけど。

この鳥羽市の将来ビジョンについていつも言われますけど、基礎自治体はですね、上位法によりまして10年先のあるべき町の姿と言うのを決めています。それは各市民の意見を聴いたりアンケートをしたり、議会の議決も得ています。ただ、委員さんがビジョンが無いとのことですので、具体的にまたこれが欠けているというのがありましたら教えていただきたいんですけど、市はそういう風にやっています。

それから観光戦略についてですけど、私共観光とか生産業が主な主産業ですもので、これの方向性と言うのも全て決めています、観光につきましてはね。ただ、観光協会の理事さん見えますけど、観光協会であるとか行政であるとか、商工会議所であるとか連携の中で、今までのパイをもっと増やす努力はしてますけど。特に定住人口につきましては、日本の人口が減っていますから鳥羽市の人口を増やすというのは、これ至難の業なんです。ただ、観光交流人口につきましては、税金の使い方によりましてある程度呼び戻せますので。行政としましては、各団体と協議をしながら戦略はやっていますので。一概に委員の無い無いと言われますと、ちょっと私共の情報の出し方が拙いかなと思いますけど。それはまた改めて事務局のほうから戦略は説明させますので、よろしくお願ひします。

委員： 図書館で5カ年計画と言うのを見せてもらいました。3年ほど前に出たんですか。

副市長： 一昨年に作ってますから。

委員： 一昨年ですか。それは見せてもらいました。

副市長： それから、委員さんからカジノの話が出ましたけれど。前市長の時に、カジノ構想につきましては内閣府に特区申請したんです。内閣府は受理してくれたんですけど、刑法

の改正が必要ですので警察庁にいくとこれは駄目ですと断られていますので。ちょっと今の段階では無理な模様です。

会長 : 今の委員さんの意見も、8年前の協定書をひっくり返すっていいことですよ。

委員 : いいえ、ひっくり返す訳じゃありません。全く違います。あれは生きていますので、ひっくり返す必要は無いと思います。

委員 : 緑化の中止と言うのは、単にこれで済んだとすると。

委員 : 中止の件ですか。中断の件についてはですね、見込みのない事は費用の浪費だと思っておりますから。

委員 : 勿体ないからもうせんでもいいと。

委員 : そうです。勿体ない。

委員 : 違う方法をもう一遍考えるべきやと思いますね。今までやってきて、あれが緑化できないって言う。100%ではないですけど。

会長 : それが一応本当はこの協議会の主目的。

委員 : 吹付けで良いなら、いつでも吹付けは出来ますよってね。

会長 : ですから、②が工法と今後の進め方なんですけど、①で最初のほうに提案したと思うんですが、出来れば客観的なデータが欲しいんじゃないかと、その緑化を判断するのに。そこに関しては委員からは、客観的なデータを得るにしても、判定基準をここで決めた方が良くないかと言う事をおっしゃられた。

委員 : いや、決めると言うより設ける必要があるんじゃないかと。でないと、緑化したのかしてないのか水掛け論でね。してあるって言う人もおれば、してないという風に見る人もおるでしょうから。是々こう言う基準に基づいて、これで基準を満たしてますと言うものが無いと。これから先も困るんじゃないですか。

会長 : それはですから、ちょっと専門家に相談するという事で…。

委員 : そう言う事は、ものすごく大事なことなんですけど。今までやっぱりそれはですね、鳥羽市の関与と言うのが何回か言いますが、当事者同士になっていってる訳なんです。鶴田さんと菅島って言う、その採石場の向き合いだけになっているので、全然第三者じゃなくても、鳥羽市さんさえもそれを客観的に見るって言う事はしてない訳なんです。ね。

その発言の一つがですね、一番最初に何とか先生に聞いたけども、概ね緑地化は進んでいるって言う話を鳥羽市さんはされた。鶴田さんは、緑地化は進めてますって言った。じゃあ本当なら何にも問題は無い訳ですよ。両者がそう認めているんだから。それなのに、鳥羽市さんはこの協議会を作り、緑地化を揉んで下さいと言う矛盾が有る訳でしょ。大きな矛盾ですよ、それは。

ですから、そこはやっぱり鳥羽市さんもきちっと反省して、3ヶ月に一度こう言う様な調査をきちっと実施しますよとか、或いは2ヶ月に1回こう言う様な事で訪問、面談しますよとかね。何か基準がそこにも一つ要ると。1年間だったら1年間で、お互いに客観的にデータを出し合おうとか。第三者に見てもらって、ちゃんと現地調査をしましょうと言うので、それでもう十分だと思うんですね。

だから、どう鳥羽市さんがそれに関与して行くかって事を、明確にすべきだと僕は思いますけどね。役割分担が、鳥羽市の役割分担がまるでなにもメリットが無い。それについては確実にですね、ちょっとここでどういうことができるのかとやることを言ったほうが良いと思いますよ。第三者機関を入れるにしてもですよ。

じゃあ、工法について全く駄目だと言った時に、鶴田さんが一人で今お金を出してやっているという現状がある訳ですよ。それに対して何か、それではいかんよ、こうせいよと中々言い難いところがあると思うんです。だから、そこは本当に鶴田さんもちろんと認めていただいて、きちっとこういう風なことは受け入れましょうって言う合意の上で…。

だから前僕は言いましたけれど、この中の会議の一つのミッションとして、そういうものを今後 10 年まで 2 年間はちゃんと客観的にここで発表してもらおうとか、そういう事を。そこで、第三者機関を作って報告書をちゃんと挙げさせるとか。そういう様な事をやらないと、結局は同じことの繰り返しになる。

会長 : それをこの協議会として提案をすると言う事ですね。

委員 : 普通ならやってなきゃいけない事をやってないから、こう言う事になつとるんや。

委員 : そういう風に言ってしまうと、それしか無いですよ。

委員 : 私としてはね、前にも言った様に毎年来てもらってますやん。総務課と議会の総務委員会に。毎年来てますよ。それで工場の会議室でディスカッションしてますよ。これはもう致し方ないって言う言葉の方が多いと違うかな。

委員 : おっしゃる通りかも知れませんが。毎年行っているって、年に何回か知らんけど行っているとしますやんか。それでそのペースで良いんじゃないかと仮になったとしても、それを客観的に第三者に説明する時に、我々は毎年定期的にチェックしに行っていますと。市側はですよ。それで、概ね出来ていまして説明できる様なそういうものが無かったら、毎年行ってたって行かなくなると、そんなの意味が無い訳ですわ。

だから、そういうものを設けないと。基準を設けて、その基準に対して満たされているかどうかと言う事を判断して、満たされていたら第三者に十分説明できますやんか。そんな市民からも、緑化が出来て無いなんて言わさなくても良いじゃないですか。こういう基準に基づいて甲乙契約して、その内容を定期的に基準に照らしてチェックしてまうと言う事になれば、それで良いじゃないですか。それが無いから、何か一杯あって説明の仕様が無い。

委員 : 委員おっしゃった様に緑化って言うのは、事業者に全面的にほとんどの責任を押し付けてますわ。

委員 : だから、やられてる方がまあそうです。どう言うものが、市のサポートが可能なのかと言う事も併せて考えないと。サポートと言うのは、いろんなサポートの仕方があると思いますけど。それは今まで何も成されて無いと言う事も一つ反省の要因ですよという話。ずっとやられて来たって言う、逆に言ったら、ずっとやられて来たって言う事を呑むしか無いじゃないですか、今の状況ではね。何も意見が無い訳ですから。データも無いし。

会長 : だからまあ1につきましては、客観的なデータを採取して、基準を専門家である程度決めていただき、客観的なデータを定期的にとって市も介しチェックして頂くと良いなと言う提言をしたいと思いますけど。

前回、副市長が何回でもやれば良いとおっしゃったと思いますが、一応この協議会5回で、次回で提言をしなきゃいけないのですが。この1に関しては、そういう提言をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 : 67に対してですよ。

会長 : いや、これは全体だと僕は理解しています。協定書の範囲です。

それでは少し休憩を入れまして、3時から再開をお願いします。

(再開)

委員 : ちょっと私のほうから。429の入会権それから所有権、名義と言うものに関しては、この協議会に諮ってもそぐわない面があるので、会長が最初おっしゃった様に。

そやけども、ある程度はきっちりクリアにしとかないかん問題なので、提言書の中には附則でも結構ですので「行政と地元で速やかに話し合いの下で合意形成を図る」という風に入れていただきたいんですけど。

会長 : それは良いと思いますが。他の皆さん如何ですか。

委員 : もう一回言って。

委員 : この場では、法的な問題もあるので専門家の人も必要になってきますよね。

だから、この協議会の中では以前委員が「こんなんしてたらこれだけで終わってしまう」と言う様なことをおっしゃっていた事もありますから、これは行政と地元町内会で、お互いの弁護士の下でも結構ですから話し合いの下、速やかに合意形成を図るって言うことを提言していただきたいんです。

委員 : 早く決着をつけてくれと、そう言う事やね。それはそれで良いんじゃない、意見としてね。それが無いもんでこう言う事になってるんやわな。

会長 : まあ、そう言う事ですね。

委員 : そやけど、ものすごい難しい問題やけどと言うやつやの。

委員 : 行政側が地元を尊重したら、何も難しい問題じゃない。そうですやん、行政強いんやから。弱者の意見を聞いたら、何ら難しい問題じゃないと私は思う。

委員 : 一般論からしたらな。一般論からしたら、合併の時の問題やん。

委員 : それで67にしても、合併して鳥羽市が成り立った時に67をあげて、それで11億も今まで鳥羽市へは一般財源として入ってますやん。そんな事多分どこの自治会にも無いと思うんやけどな。

委員 : それと採石の問題は別の問題やろ。それを主張すると難しくなる。

委員 : そやけど一緒のところでやんか。429って言う…

委員 : 採石の問題と土地の問題は違う。

委員 : だからそれは速やかになって言うことで…。

会長 : それは提言させていただこうと思っています。

では、この協議事項の②については如何でしょうか。

事務局： それでは②の緑化の工法と今後の進め方についてであります。(別紙の1の②に関する各委員からの意見を読み上げ)

会長： という意見があった訳ですが、この今後の緑化の工法と進め方についてですが、これについて何かご意見ございますでしょうか。

委員： 基準を頭に入れさせてもらっていると意見も出てくるけど、ちょっと分かりかねますね。

会長： 前回、例えば10m四方飛び飛びに、って言うのをご提案いただいたんですけど。

委員： 14年当時で考えられたのは、いわゆる全面を一遍にやっちゃうやり方。公共工事なんかでは、早期に緑化する必要があるんで、吹付けでまさに言われた様に表面侵食を抑える目的でします。一応あそこも吹付けてもらって。種自体は牧草類なので、吹いたその年にもう芽吹いて。条件がよければ5年位持つんですけど。あそこは条件が悪いので、その時出て枯れて。種も落とすんでしょーけど、それが次の年芽吹かない感じになってるんでしょーね。

何て言うんですかね、冒頭あった様にかんらん岩、蛇紋岩なので有機物はゼロ。客土はしてもらってるんですが、ただ単に土盛っただけなんで大雨が降れば流れてなくなっちゃうって言うので。工法的にちょっと拙かったのかなと言うことですね。

これ、手前味噌になるとあれなんですけど、うちで三重県型ソイルと言うのを使うことが出来るって言うか、県の標準の公共工事用の単価に載ってるんですけど。それは中々強力で、72度位のコンクリートの表面でも張り付いて、経年変化って言うか痩せが少ないんで、コンクリートの表面でも緑化って言うか草を生やすことが出来る。72度なんで木はちょっと無理ですけど。そういうのもあるんでやり方によっては出来る。

何て言ったら良いのか、コンサルじゃなくても吹付け業者さんでも良いんですけど、単に吹付け屋さんじゃなく法面屋って僕ら呼ぶ人達って言うのは、要は高所、高い所からでも命綱でぶら下がって、吹付けホース抱えて均一に吹く技術を持っている方達をいわゆる法面屋さんって言うんですけど。そう言う人たちじゃなくてどっちなかと言うと元々造園をやっていて法面の緑化もやっていく様な人達に頼むのも一つかなと。

あとは使用材料も色々出てきてますんで、新しいのも検討してみるっていう風にすれば何とかなるんじゃないんですかね。お金の問題があるんで、全面の法って言うのは無理だと思います。

ということから、前回僕が提案させてもらったのが、コロニーを作って集中投資してそこはもうしっかり最初から成木を植えるし、流れにくい客土を使って完全に仕上げてしまう。それが定着すれば、スパンは長いんですけど10年とか20年すればその周りからどんどん広がってきたりするとか、その下へ落ちた種がそこで芽吹いてくる様にするというのも手だと思います。

委員： それは㎡どれ位するんですか。

委員： それはやり方って言うか、ピンキリって言ったら悪いんですけど。どの位投資するかって言うのは…。

委員： 塩気には強いんですか。

委員： それは樹種によりますよね。松なんかは塩に全然強いし。例えば松と言う話になれば、

客土しなくても成木、種からと言うのはちょっと難しいんですよ。自然生えのやつはいっぱい有るんですけど。自然生えはよっぽど条件が合った所で自然生えしているだけなんで。今度じゃあ、成木なら付くと思うんですけど、それを今するとすれば一番てっぺんの通りに植えてやって種を下に落とさせるみたいな。そうすると自然生えの松が何本か多分生えると思うんですけど。

委員 : 平坦な所ですよ。

委員 : いや、途中でも多分生えると思いますよ。その種が止まって条件が揃えばそこで発芽して。

それで、松と言うのは自然に対する要求がすごく少ない樹種で、全くの岩の間でも根を張って、体さえ支えれたら雨が降った時にそれを吸収して蓄えこんで、後は養分は光合成でそれだけで賄って生きるんで。

後は、先駆種って呼ばれる様な樹種の中で、且つ痩せ地とか岩石にも生える様な、例えば空木とかアカメガシだとかそういうのを先に植栽するとか、そういうのも方法だと思います。

会長 : 例えば今の吹付けとか言うのは、僕の認識だと最近はそれこそ色々うるさいので、1年草でそれこそあんまり種の落ちないものを吹付けますよね。2年草とかにすると…。

委員 : 基本的にこの牧草は単年草なので、ただ種を落としてまた生える、また種を落として生えると言う形なんですけど。

会長 : 当然将来的には在来種になって欲しい訳ですが。先ず客土して侵食を防ぐということと、この今の全面的にある程度良い吹付けをすると相当高いので、選んでやるという方法があるということですが。その詳しい案みたいなのは、どこかに頼んで出してもらおうということになるんですかね。

委員 : なりますよね。

委員 : その三重県型ってやっているのは、三重県の中の業者でやられているんですか。

委員 : ところが、これ作っているのは兵庫県の業者さんなんです。今、施工実績を伸ばして三重県の方にアプローチって言うのがあって、名前こそ三重県型って付けてうちの統一単価表に載っている。

委員 : 松は松くいにやられているでね、この辺全部。

会長 : 幸いに、栄養が無いから良いんだと思うんですけど。栄養があると松くい虫にやられて。

提言するとすると、工法を見直していただいて、緑化を促進出来るやり方をもう少し検討して下さい。

委員 : 三重県型は書いておいた方が良いんじゃないですか。せつかくですから。

会長 : 三重県型だと、ちょっと三重県でやると安いとかあるんですか。

委員 : どうなんですかね。ちょっと調べてみます。

委員 : ちょっと、進め方の問題なんやけども。緑化に関しては請負い業者にやってもらわなと言う考えですね。

会長 : 今頼んでいる業者にと言う事。

委員 : いや、違うんさ。鶴田さん今やってるけど、全く独立した緑化の、市が委託した業者にやってもらうという考えもあっても良いんじゃないかな。進んでないんだから。

会長 : これは協定上では、事業者が責任を持ってと言う形なんですよね。

委員 : 責任持っただけけど、あれでしょ。お金さえ出してくれたら、どこでもするでしょ。

会長 : それはそうですが。そういう形に出来るんでしょうか。

委員 : 委員さんらは、緑化復元って謳ってあるのがここに、例えば在来種ウバメガシやコナラ等の在来種に拘りと有るわね。それがもう良いのかね。委員さん前にもおっしゃったみたいに、造園みたいなこっちから見たら、見た場合のそれだけに拘るのかというのも大事になってくるんじゃないかな。

地元は別に何て言うの、あの辺がウバメガシとかそういう木が生えてたところじゃないと思うんやわ。1 m²~30 c mが限界のところやと思うんです。そやから、ツゲとかどうだんつつじとかそういうのが、私らそんなに詳しくは知らないけどそういう話を聞いたるもんで。

委員 : 個人的には、生えやすい、育ちやすいって言うのが良いと思うよ。

委員 : 平成14年の緑化計画の提言の中に在来種とか…。

委員 : 書いてあるもんでその種をおばさんらに拾って来てもらって、保育ブロックの中に入れてあるんやけれども。それでは委員さんらの評価って言うのは0点ですやんか。見た感じがね。それなら見直すのは全然問題じゃないと思うし、そんなに在来種に拘る必要も…。

委員 : うち個人的には早く育つ木があったらそれで良いと思うよ。

委員 : 早く育っても、あそこに根付くって言う木じゃないといかん様な気がするんですよね。

委員 : 緑化の具合をどの程度になったら良いと言うのを決めたら、どの程度にするためにはどういう種類の草、木が選定出来るかと言う事になる訳じゃないですか。だからそれには別に在来種に拘る必要は無いかも知れません。このくらい青くなれば良いんじゃないかと言う事を決めたら、それにいち早くなる種類は何かと。専門家に選んでもらえば良い訳じゃないですか。だから、その辺を決めないと。

勿論、理想的には在来種の方が外来種より良いかも知りません。在来種がそこに定着するまでにはいろんな順序があるんでしょうから。何れはそうなってくれば良いですけど、出来るだけ早く70%か50%か知りませんがそういうものにする為には、取りあえずは芝だけで良いじゃないかと言うのも一つの方法ですやんか。

委員 : 今の時期はね。

委員 : いや違う、極論やから。そういうものを決めないと。芝だけでは拙いから、こういうものも入れてしましようよと言うのが決まれば、それに基づいて施工したら良いだけで。

委員 : さっきの緑化の評定ですけども、委員さんなんかは点数が辛いですわね。私らやったらちょっと甘くなってしまうとかね。そういうのが出てくる。それは絶対主観が入ってくるんやから。

委員 : だからそれは、あなた方甲乙で決めた基準に基づいて第三者が、これなら決めた通りに行っていますとか出来ますやん。

会長 : ですから本来、在来種の植物になっていただくのが一番良いんですけど。当然さっき導入種って話がありましたけど、本当は石のところ土が出来てっていうだけで何万年、何十万年掛かって。先ず最初の植物が生えて段々と生態が変わって行って、最終的に木の森とかに成っていく訳ですから。いきなり最終段階の木を植えても育たないことは多々ある。なのでそういう導入種みたいなものから始めていくとかですね。そういう事はあると思うんですね。

当然僕は景観の専門家ですから、見た目のですね。旅館街から見える方向で上手く、それこそ最初に部分的にやるとしたら、見える方向を出来るだけ気を使って緑化するとかね。と言うこともあり得るのではないかなと。それがどういう角度になるかって言うのはちょっとあれですけど。

委員 : 生やす時に育ちやすい木ってというのは有るんですか、外来種やなしに。

委員 : でも松だって今も生えてますやん。

委員 : 母樹が有れば当然、自然生えて言うかできてくるんで、それがどういう位の密度って言うか何本生えるかそれは分かりませんが。母樹が無い限りは出来ませんからね。

会長 : そういうやつを助けてあげるって言う事もある訳ですね。

委員 : 見た目に拘るって言うのにウエイトを置いた訳ですね。この場では。だから見た目ですやんか。景観。

会長 : 最終的には自然に帰って欲しい訳ですけど、途中としては…

委員 : でも、手っ取り早く見た目を良くして欲しいって言う考え方の人も、意見も尊重した場合には見た目ですってなってくるし。長期スパンで30年、40年先やったら緑になるやろと言う考え方もあるしね。

観光協会の人に納得してもらおうとしたら、見た目で早くって言うのが。

会長 : まあそうですね、それは一つ考え方、案として…。

委員 : 一般の人は多分そうやと思うんやけども。ただそのツゲとかあいう木はすごい何か。それ中々時間掛かるんやろ。それまで元に戻せという中々すごいね。

委員 : 緑化しましょやと決めた訳や、甲乙でな。緑化しましょやと決めとる訳や。緑化しましょやはどういう状態を緑化したとするのかを先ず基準を決めて。それで、それをするのには20年30年掛かるものを10年でやろうとしてもこれは物理的に無理なんです。その10年で緑化しましょやと言ったんなら、10年でこの程度やったら緑化できたとするもの。それにはどの程度の見た目で緑化したと判断するのかの基準。それから、それが出来る為には松が良いのか何が良いのか、そういうものが自ずと決まってくる。そういうことやないですか。

そりゃあ、30年経って理想の木を全部植えて欲しいんやと。その代り30年も40年も待っても良いわと言うんなら話は別やけど。そうやないんやからね。

委員 : 1の②はもうその辺で良いんじゃないですか。

会長 : そういうことでよろしいですか。では、2の跡地利用計画について。

委員 : 一つ市に聞きたいんですけど。前回の菅島採石問題を考える懇話会で当時これ出てますよね。雇用問題を含めた跡地利用って言う事で、跡地利用研究会を設置って。これは

どうなっているんですか。

副市長： してません。

委員： してませんね。と言う事は、これを本当に今回から尊重してもらって考えるならば、もしか物を建てる、あの斜面では駄目や、又斜面を削らないかんと言う答えになってくる可能性も有るし。今の段階で上のほうに物が建ってもおかしくない訳ですよ、普通地域ですから。今一番高い所の緑化始めれるという場所に、もしか観光施設を建ててホテルを建てたかったら、一番景色の良い所を取りたいっていう方が出てきた場合、そういう2極性を持った今後の検討に入っていただきたいと私は思ってますんやけど。

それで緑化も、覚書でしっかりなるから今緑化が議論されているんやと思いますけど。先程委員さんが言われた様に、跡地利用が決まれば緑化の度合いまで決まってくるんじゃないかと言う考え方を持ってしまうんですけど。そこら辺は如何なものでしょう。

その跡地利用に関しては勿論、観光で食べている町ですから、観光施設が上手いこと入れれば一番良いかんと言う事になっていくと思います。

ですから、本当に申し訳ないですけど、1の①、②で議論されたことが、この2の跡地利用計画を真剣に考えた場合、また再度見直しになる可能性は有るって言う事ですけどね。どうでしょう。そこら辺はやっぱり、ちゃんと設置して。前回の答申では、設置等を今後の鳥羽市の検討課題としたいって書いてあるくらいですから。それをやってなかったって言うのは、又そこで鳥羽市の落ち度がちょっと見えてしまうという。

揚げ足を取るんじゃ無しに、これがあるもんで、この2がここにちゃんと記入されたと言う事が、建設的な考えが今後又出来るんじゃないかと思うんですけど。

そういう感じで僕は進めていただければ、やっぱり賛成反対があるならば、両方の意見をしっかりと提言していただきたいなと思います。

会長： おっしゃるとおり、これは提言ですね、渡邊先生の。ここの部分は協定書には入っていない訳ですが。提言されているけれども、鳥羽市としては設置していなかったと言う事で。例えば跡地利用についてまた再びですね、こういう跡地利用研究会と言う様なものを設置して欲しいという提言をして欲しいというご趣旨ですね。

委員： 跡地利用研究会と言うものは必要だと思うんですけど、跡地利用と言うのは、法面が緑化してそれ以外の部分が跡地利用の対象なんじゃないですか。

委員： そこら辺まで決まってないというところも面白いところなんですよ。緑化をした後、残ったものが跡地利用なのか。僕の考え方としては、全部跡地利用をもう一度再検討するべきじゃないかなと言う考え方を持ってしまうもんで。

委員： それはちょっとバツですね。

委員： それと緑化は別の問題や。

委員： とりあえずこれは林地開発行為なので、法面は緑化してもらいます。

委員： 緑化せないかん訳ですか。

委員： そうでないと完了確認取れないですから。それで、跡地利用って言う意味は、下げ終わった平地ですね。平地について何か利用するのであれば、また変更でして下さいって言う話になるんですよ。

今これは、採石場って言うので許可されていて。採石場の場合は、その周囲に 30m 以上の緑地帯を残しなさいという事になっているんです、事業区域の中で。

委員：採石方の中で。

委員：いや、森林法です。これが次に、その場合は前回も言ったと思うんですけど、出来得る限りその平地の部分についても緑化してもらって、施設も全部取っ払うし、調整池も必要最小限を残して去って行ってもらおうというのが採石の場合の条件なんです。

それは今度例えば、レジャー施設にするとかになれば…

委員：再度申請ですか？

委員：再度申請は無理ですね。もう切っちゃってるので。変更になるんですけど。

ただそうすると、今度は森林率が変わって来るので、残った平地の部分でもだいぶ造成森林って言うのを作ってもらわなくちゃならないんです。確かレジャー施設だったら 50%だったかな、25 じゃなかったと思うので。

委員：50%は緑化、緑を残すということ？

委員：そうなんです。

委員：普通地域で？

委員：それ普通地域とか関係ない。事業区域を変えずに言うのであれば、且つ平地を全部使いたいとなれば、この斜面は全てきっちり緑化してくださいという話になります。

委員：もしか跡地利用が先程話されていた様に、リゾートに関するものに変えたいという事になった時は、採石をやりながら形成するというのが一番ベストやということですね。

委員：形成しながら？

委員：もしか先ほど言った様に、一番上に家が建てたいと、ホテルを建てたいと。そやけど一番上にホテル建てる時やったら、やっぱりあの斜面では建てれないと。それで造成、また削らないかとなった時に、建てるならば採石をやっている間に土地の形成はしとくべきやって言う事なんですか。

委員：それは出来ないですね。ものが違うんで無理です。

委員：だから、委員の言われる採石場の法面含めて出来た平地も含めて、それ以外の見晴らしの良い山にホテルを建てるとなると、それは跡地利用じゃなくて別の開発計画になる。

委員：再度開発計画を出してやれと言う話になってくるんですかね。

委員：だから、採石とはもう関係のない菅島への企業誘致と開発と言う事で、新たな事業が始まるのであれば…

委員：新たな事業なら削っても良いということですか。

委員：削って良いかどうかは別のことですよ。

委員：そやけど、委員さん言った様に、鳥羽市全体が人口減少って言うのが、国も減少してるから致し方無いって言うのは。本当に広い土地が出来るんだから、そこで例えば鳥羽市こどもの国みたいな、さっきと間逆な健康的なあれで行って。

いま観光客が減っているのは、前は修学旅行が結構来ましたやんか。それがまた来てもらえるって言うのが強いんですよ、ある年齢になって。そういうのを町内会が所有している鳥羽市の土地やけれども、鳥羽市も所有者として勿論いるんだから真剣に。

ばらばらお金を撒くんじゃなくて、集中的に菅島へ税金を投入して菅島を活性化して欲しいですわ。

委員：　そういう方向には賛成するよ。毎年4千万市に入っているやんか。それも菅島のリゾート開発の金に使えば良いやん。

委員：　それが私は気が弱いもので、委員さんらみたいに景観を言う市民の人にあげてるって言うか。本当言うと、あそこもみんな菅島のものやって言う私の考えはそう有りますよ。それで菅島の土地に対してとやかく言ってきよるわと言う意識は、やっぱり菅島に住んでいる人間としては有ります。

委員：　そやもんで、よう君分かるよ。しかし今こういう風な現状になつとるやんか。それもよく前向きに考えて、市に入ってくる4千万を菅島のリゾート費に持って来いって言ったほうがまだ話が進むんっちゃうの。

委員：　別に委員さんと違って行政批判する訳じゃないけど。私、8年間町内会したけど、道直して下さいって言うところ1ヶ所も無い。みんな町内会の、鶴田さんから貰っているあれで…。だって一番にここ直せって町内会に言ってきますやん。パールロードが出来て石鏡とかは車で行ける様になって良いけど、してくれへん。

会長：　それでは跡地利用につきましては、跡地利用研究会等の設置を検討されたいというのを再び提言するという方向で良いですかね。

委員：　そうですね、それは是非ともしていただきたい。設置していただいてランドデザインを作っていただきたいです。マスタープランじゃなしに出来たらランドデザインをお願いしたいと。

会長：　余分なことですけど、僕が景観の話をしましたけど、委員さんがこちらの景観ばかり言われて、例えば旅館側の景観はどうなんだと。それはもつともだと思っんですよ。本当は両方にやっていただきたいんですけど。それこそ今、景観計画を。

鳥羽市さんが、本当に国際観光都市でやって行こうと思われ、景観計画を作るのであれば両方規制できるはずだと。やる気であると。鳥羽市さんがやる気であれば、菅島側もこちら側も両方規制できる。そういうことを本当は考えていただきたいなと思います。

委員：　藤田観光さんなんかは、山切っている所へマンション建てて、山切るの止めろって。見えてる所へ来たのは、あんたらちゃうんかって。こっちは言いたなってくるけどね。

委員：　跡地利用研究会のことなんですけど、有識者集めてとか市民の代表集めてやるのも研究会なんですけど、僕はこれだと又同じことになると思っんですよ。それは勉強会と言うのを、市民レベルで勉強会を重ねていかなければいけないと思っんですよ。

さっき会長が言った様に、鳥羽市の旅館の人たちの問題だって同時にある訳ですから。そういう鳥羽市にある問題点について、常に考える集会を、年間計画を立てるとか。その中でどういうものが積み上がって来て、跡地利用にこういうものは活かせるねって言うものを残していくかなんです。それで市民の何人かがグループになって、そういう事を率先してやれるようにするとか。

だから僕、一番最初の時にも申し上げたんですけど、鳥羽市の市民の人たちが、先ず菅島を知るっていう事がほとんど無いんですよ。そこら辺のところも踏まえて、菅島

問題だけに特化するのもよろしくないと思いますけど、市民全体の勉強会的なところからスタートしないと跡地利用、跡地利用って言って。確かにカジノの事ありますけど、カジノも日本国中で言われてますよね。日本国中でみんな揉んでる。じゃあそれは10人くらいで集まって、本当にそやなあって言って運動しましょう、刑法変えましょうって言った時に、市民全員の運動とか広がりが無かったら何にも結局は生み出さないと思うし。もう少しリーダーシップを、そこら辺で鳥羽市さんが執れないかなあと言うのはあると思うんです。

委員： 今年離島に関しては、活性化と言うのを行政のほうで取り組んでくれています。

委員： だからその中にそういうテーマを落とし込んで、まとめていく方向に持って行くと言うか。

委員： 委員さんおっしゃった様に、菅島のことを何も知らないやと。私らでも委員さんの相差知らんし、石鏡知らんし。そんなになんて言うのか無いですもんね。

委員： 何とか計画を市が作る場合に、うちらも何回も出ている中で大学の先生とかばっかりで、漁業組合とか漁民も入れて話をせんと。いくら計画が良くっても、漁民が反対やっ言っているのに何も出来ないやんか。やっぱり市民と言うのをね。現場の人も中に入れてくれやんと、文句の一つも言いたいわな。

委員： それとも一つすごく大事なことがあって、市役所の人がほとんど知らないと言うことですよ。市役所の職員自体。それはものすごい問題やと思いますよ。それで聞かれて、私は知らないって一言いってしまったら、もう市の認知がものすごく悪くなる。

ですから、市役所の中も含めて勉強会しないかんし、みんなが集まる時に市役所の人一市民として出てこれるような意識の高さでないと何も変わらないと思います。

だって、今そうやって事務局の人はそこに座ってますけど、2年後にはおらへん。そうすると又今度、一からになる。そしたら次来た人の意識は、やっぱり又ゼロになったら何の為にこうやって話しとるんやと、いつもそうですよ、それは。どこ行っても。志摩市でもそうです。伊勢市でも津市でもそうです。

委員： それはしゃあないで済まされる問題やけど。

委員： いや、行政の方々が参加した集会でないと駄目だってことです。ひな壇に居るんじゃないで、市民側に居るって言うことが大事なんです。そうでないと変わり様がないって言うか変え様がない。偉そうなことを言って申し訳ないですけど。

志摩市は今、里海って言うのに取り組んでますけど。僕らそのために三重大学が請負って、里海のフォーラムを年6回、2年間で12回やったんですね。違った、3回3回で6回やったんです。別枠でその他やりましたけど。その時に、市職員の出席採ってますからね。全員がそれを認識する為に、市職員は出席を採りました。それで2回以上出るとか。そこまではする必要は無いかもしれないけど、職員の人が何も分からないのって言われたら、市民の人、何も立場が無いと思うんですよ。

委員： 現職は少ないんやけどな。OBは多いんやわ、出てくるのは。

委員： すみません、それはちょっと余談かも知れないですけど。その中の跡地利用研究会を設定していくんであれば、その中で生み出されていくんであればすごく価値があるなど。

会長 : その中で。

委員 : その中で、平行して。例えば、そういう勉強会の最後の15分です、跡地研究会で出されたことをアナウンスして、こう言う議論が今なされてますって言う事で、市民の意見を吸収出来るって事ですね。そう言う場を積極的に作っていく事が大事だと思います。

委員 : おっしゃる通りだと思います。我々は、偶々こういう検討協議会でそう言う話題について議論してますけど。先ず鳥羽市民の大人も子供も、少なくとも小学生まではですね。鳥羽市の菅島と言う所は、長年こういう形で碎石事業をやって来た。しかしそれには広大な土地、跡地が出来ると。これを鳥羽市の財産として有効活用したいんだと。だから幅広く皆さんに、夢でも何でもいいじゃないですか。子供は子供なりの夢、大人は大人なりの、皆それぞれ解釈は違うけれど。そういうものは広報を通して常に発信して行って、その中からじゃあ俺も参加したい、私も参加したいって言う市民が寄って、それが一つの団体の様なものになって出来上がってくれば、私は前向きにこう言う検討会が出来ると言うんです。だけど、それぞれの専門家寄せたところで、それだけで市民の思いとか或いは子供が将来の夢をそこにどうやって取り入れるか問題あると思うので。

やっぱりこの跡地利用の検討をどうのこうの言われた時に、先ずは行政がどんなスタンスでおるのか。そこで出来ないものは、制約とかいろいろ有るじゃないですか。どんな事業でも出来ると言う事でもないし。そう言うものを全部、ある程度明らかにしないといかんと思うので。

行政も本気に跡地利用、有効利用をしようと思うならば、やっぱり行政側の皆さんの御前ですけども、幅広い市民とその事に関して話が出来てく様な場を何回もしてもらって。委員が言われたそんな様な形で。検討委員会も勿論せなあかんけどね。そのあり方をどう言う形で呼び掛けるかと言う事から取り組んでいかなければと思うんです。

会長 : 市民参加の跡地利用勉強会みたいなものは、必ずやっていただきたい。それで、それと並行する形かその中から、本当は自発的にと言う委員の意見ですが、跡地利用研究会と言うものもやって欲しいと言う様なことを提言すると。

もっと広くランドデザイン研究会って言う…。

委員 : その辺のところまでは本で行っていただきたい。先ずそれが最初やと思います。

会長 : じゃあ、跡地利用勉強会、市民が参加できる跡地利用勉強会って言うものを提言させていただきます。

委員 : 市の職員はこの頃、結構ワークショップが得意でね、ファシリテーター出来るんですよ、鳥羽は。一番行政の中でも多くなって思うくらい。そこを上手いこと利用してくれたら良いんやけど。そういうことに関しては、エライさんらが引込めって言うみたいでね、かわいそうなんですわ。

会長 : では、3,その他の①については、先程委員から提案があった、行政と町内会の間で合意形成を速やかに図っていただくということによろしいですか。

②については、これは一応先程副市長が言われた見解ですかね。土石売買契約書の解釈について。

委員 : これはもう、現時点の契約をどうするかと言う事だね。延長するのかしないのか。

例えば、延長するという方向になった場合にはね、契約書の中身見直さないかんですわね、期限だけじゃなくって。そういうことでも、今のままでその方向が決まらなかったら、契約書の解釈どうのこうの。ここで言っている契約書の解釈と言うのは、現時点での契約書をどう読み取って、平成 26 年 3 月をどう迎えるかって言う解釈をどうするかって言う事であって。それがもう方向で。

今委員言われる様に、単に延長を認めることではないと言う意見もありましたので、その辺はこれから議論せなあかんことやと思いますけど。この契約書に基づいて延長が出来るのか出来ないのかって言う解釈も含めて、どちらの方向付けにするのか意見統一した中で、もし延長すると言う事になったとしたのなら、提言の中に契約の内容をこう変えたら良いと言う事を入れるとか…。

委員 : 量を優先するのか、10 年を優先するのかの問題やろな。

委員 : 量はな。量を優先するって言うか、契約書に量は謳ってある。

会長 : 確かに売買契約書で、単価と量が定まって総額が決まっているのだから。

委員 : そやから、最大限ここまでと採れるとかな。量を尊重すると、ボツボツ採ってたら永久に採れるから。そういう問題があるやん。

委員 : その辺が分からない。どういう風な解釈をするのか。期間の精査をしていかなあかんのやろね。

委員 : そやで、これを作った時にそれもちゃんと見とかなあかんかったんよ。

会長 : そうですね、確かに。契約書のことは詳しく分かりませんが、そういう事を本当は考慮した契約書になっていないとおかしい訳で。

委員 : これは多分、将来この問題が来るから協議用に飛ばしてあったかも知れへんしな。ただこの時には、5 年と言う年が最初出たんやでな。それを町内会長が頑張って、ほな 10 年にしてくれと言う事で最終的には 10 年になったんやけども。

委員 : それで、10 年経ったら又その時の人に、10 年経てば時代情勢も変わるし…。

委員 : そういうことも話にあったん？

委員 : 聞いてます。

委員 : 今回の協議会のですね、これ最大のポイントになりつつあると思います。初めから分かっていた事なんです。そこで、満場一致とかこの会の意向とか言う事になりますと、とてもまとめるという事は不可能だと思いますから、このお集まりの皆さん全員が自分のご意見を或いは自分の立場でのご意見を率直に申し述べると。この間も申し上げましたけども、それを斟酌するのは市です。

会長 : 皆さんのご意見を並べて書いておく、と言う提言にすると。それでよろしいですか？皆さんに一人ずつ聞いて。それこそ県の方はちょっと難しいかと。

委員 : 行政サイドの人は出せないでしょう。

委員 : それは我々が言うのではなくて、県の方が言うべき話であって。案外ひよっとしたら出るかも知れせんよ。

会長 : それでは委員さん、契約書の解釈に対して何かあるでしょうか。

委員 : さっき委員言われたのは、契約書の解釈をそれぞれの意見を言う話ですね。

委員 : 今後の問題でしょ。

会長 : 今後の事は、要するに解釈に関わると言う事ですね。3の②についてですね。

委員 : そうです。

委員 : こんなん、みんなに聞くような問題とちゃうんと違うの。契約書の問題やよってさ。

委員 : 解釈と言うのは中々色々有りまして、難しいかなと思うんですけど。
結局更に突き詰めて行きますと、これ延長するかしないかここに行くと思います。解釈と言うよりも、これをどう解釈するかって言う事で変わってくるという言い方もあると思いますが、結局あなたはどちらですかと言う事ですね。

会長 : 契約書の解釈と言うよりは、どう言うご意見かと言うことですね。

委員 : はい、そうですね。

会長 : 僕は、契約書の解釈と言う意味で言うと、それこそ量で単価が決まって有るんだから。それはこの量を売って、買ってるんだから…。

委員 : ここで各々の意見を言わすのはどうかなと思う。これは最終的には市長が決めることやから。

会長 : 両方の意見があったと言う事ですかね。10年でだから切ったほうが良いと言うのと、その量は契約なんだからと言う両論有りましてと言う事で。両論併記と言う事ですかね。

委員 : 併記で良いと思います。それしかないんだから。

会長 : そうさせていただきます。じゃあ、3の③協定書の内容と言う事です。

事務局 : 最初に協定書の合意事項の解釈と今後の運用についてと言う事なんですが。先程の契約書の解釈と同じ様な事でありまして、後は委員がおっしゃられたレベルの問題ですね、どこまで切るんだと言う。大山地区が20mで東山地区が10mとなっているんですけども、かなり高い津波が予想されますので、今の協定書のレベルで良いのかと言う事ですね。

会長 : だけどこれを見直すと、契約が守れなくなる可能性がある訳ですよ。

事務局 : 実際この津波高に関しては、詳しいのが出ていませんので。ただ、神島で最高24.9mと言う数字が出ていますので。

会長 : 跡地利用と言う事を考えるとすると、津波は考えたほうが…。

委員 : 鳥羽は24.9m?

事務局 : 神島で24.9mですね。

委員 : 神島でそれだったら、もっとこっちやったらもっと高いと言う事ですよ。

事務局 : いや、鳥羽地区の最高が神島の24.9mと言う事ですから。多分鳥羽港の辺りで16m位だろうと言われてるんです。

委員 : どこを基準に24.9mと言う事になっとんの。

事務局 : 神島の南東のあたり。

委員 : 神島抜けて行くって。津波で神島なんかやられっとなら、鳥羽なんて50m来るって。入り江に入って行くんやもん。

事務局 : そういう風に思いがちなんですけど。国が発表したのは、そういう話です。

委員 : 16mですか。

事務局 : 16m位やろうって。もっと細かいデータはですね、8月末に公表するって言われていますので、今のところはよく分からない。

委員 : ただ、過去に鳥羽の国崎は23mの津波が来るとの訳ですから。だから国崎は、町がみんな上の方に上ったんですよ。

委員 : 相差で21m来ている。

委員 : この数字は守らなあかんの。

委員 : 守らんなんと言ふよりも、想定出来るのにそれより低いところまで切って、その跡地を利用しようと言ふのがどうなのか。

委員 : ただ委員さん、守るとか守らんとかそれを議論しようと思うと、土地の評価がどんどん下がっていきます。今5mの所に家建てている人がここは危ないと言って10mの所に上げたら、5mの所なんかもう土地の値段つきませんよ。担保にも先ずならへん様になってきますから。下手にこの議論をされると、本当にかわいそうで。日本で一番下がったのは安楽島ですからね。それは何故かと言うと、子供たち集めてワークショップして危険な町歩きさせて。それを国土交通大臣賞貰ってしまったら、日本で一番地価が危ないってなってしまったんですから。あんまり酷いやんかって。そんなレベルでやってきますから。

委員 : 今伊勢でね、大湊の企業が上のほうに移っている訳ですよ。中小企業庁長官が来てですね、それをてこにして産業の発展もしようと言ふ話をやっと思ったんですけど。

おっしゃる様に、残された市民も居る訳なんですよ。そうすると、これは地価ゼロに近くなってしまいます。ですけど命の方が大事ですからね。それと、移った跡地をどうするかと言うんで、命を守る方向へ作戦を考えなあかんと言ふ事になる訳ですよ。

だから、観光施設作るにしても逃がさなければならぬ訳でしょ、人を。それをもう考えるのは、例えば跡地利用研究会が1年先2年先3年先でもよろしいですけど、そういうところの基準と言ふのは、ある程度の部分は出しておかないと明日来るかも知れない訳ですから。それは難しい話やと思います。

委員 : 私は、何故この契約レベルが問題かと言ふのは、そこでやる跡地利用計画を、例えば国の補助金を頂いてやるとするやないですか。そうしたら、明らかに津波により流出する恐れのある所に補助金出せるのかと言ふ問題があるでしょうし。そうでなくても、自費でやる事業だったとしても、何億か何十億かの投資になるか知れませんが、いつ来るか知れない津波で、投資した事業全てが流出するようなことには誰も乗りませんわ。

だからそういうことだけは、少なくともここなら安心ですよと言える所で止めておかないと、跡地利用の計画なんてことは考えたって意味の無い話ですから、この高さで良いんですかって言うんです。

貴方の言われる様に、既に我々の生活している所で低い所の地価は勿論下がりますよ。それは、菅島の問題がどうのこうの言う前に、そう言う警報が出た段階で下がりますわ。

だからそれはそれとして、ここの議題の計画レベルは見直す必要は無いのかなと言ふことを申し上げた訳です。

- 委員 : 平地はもう皆だいぶ下でしょ。5m位でしょ、平地になっている所は。採石場の所の倉庫や事務所の所は。
- 事業者 : 棧橋で5mですから、実際もう少し高い位ですね。
- 委員 : 事務所で？ 平地の大地は、ほとんど10m未満やでな、鳥羽市は。
- 委員 : それこそ町内会は逃げ場所にしとかなあかん。
- 委員 : 本当は50mベース位の所に避難所みたいなんは欲しかったです。だって避難するところが無いですやん、20mって言うと。
- 委員 : 採石場のほうまで逃げて来ないやん。
- 会長 : だからやっぱり、このことは考えて頂かなければいけない事なんで。これは三者と契約書も含めて当然関連してきますよね。
- 委員 : 提言に書くことは良いんじゃないですか。
- 会長 : 考慮していく方が良いですよ。跡地利用も考えた場合…。
- 委員 : ある程度切って、埋め戻しも出来ますしね。そんなに問題は無いと思うんやけど、このレベルで。
- 会長 : 20mまで埋めるって言うことですか。
- 委員 : 20mあれば津波は全然問題ないでしょ。
- 会長 : 東山の10mは？
- 委員 : 10mやったら埋め戻しは出来ますよね。
- 委員 : 一旦削ったとこ埋め戻すの？
- 委員 : 低くなったところは、10m掘った後埋め戻したって何ら問題ないですよ。
- 委員 : 戻した土と元々の地山とは違いますやん。だから、海辺側だけ残しておいて、中だけ5mでも10mでも下げたって戻すと言うんなら分かるんですよ。
- 委員 : 防波堤代わりに高いところを置いておくって言う。
- 委員 : 鳥羽から見ると影になるよって、菅島の採石場の方は。津波が想定されても。
- 会長 : 提言書としては、そういう地震のことも考えてくださいと。
- 委員 : 津波によって流出しない高さというものを…。
- 委員 : 鶴田さんには悪いけど、居住区域ではないんでね。
- 会長 : いや、あくまでも跡地利用と言う事ですから。
じゃあ、そういう事で。3の④ですが。
- 委員 : 会長、③の5億円については、市のほうで管理できないものなのか。最初はこう言う様な主旨で5億円積んだんやけども。何か今は、鶴田さんの会社の中の運転資金みたいな格好で5億円積んどるみたいなんやけど。市で管理と言うか、そういう事は…。もしものことも有るといかんから、市で管理した方が良いんじゃないかと言う提言を。
- 委員 : 市が持つと市の基準とかは関係ないんですか。市でお金持ってしまうやんか。民間と市の考え方言ったらおかしいですけど、運営と経営の違いが有って、その緑化基金を市が管理した場合、民間の出し易いとか何か問題は一切無いのかな。何か有ったもので、これ違いました。
- 副市長 : 委員言われた様に、何で市がと言う経緯はちょっと分からないんですけど。市が持つ

場合は条例立てが必要ですね。こういう時しか使えないという規定も必要ですので。

委員：このね、この前も見ただけども、その時に過去3年間、鶴田石材赤字やったでしょ。社長が来て言ったでしょ。それが緑化するんやったらと言う事で皆が、お金を保証金として…

事業者：委員さん、過去3年間の赤字とはどう言う事ですか。何回もおっしゃいますけど発言に責任持たれます。3年間うちの会社が赤字だなんて、持たれます。

委員：それは前の議事録調べてくれるかいな。私はそれで覚えてるんやけども。あの時社長に説明をもらったんやわ。

事業者：過去3年間続いて赤字は、うちは無いです。

委員：10年前ですよ。

事業者：ええ、3年間の赤字は無いです。

委員：じゃあちょっと10年前の議事録調べてみて、それに書いてあると思うから。

事業者：銀行がお金を貸す場合に、赤字の会社でも貸す場合はある訳ですよ。それは、会社が担保があるかどうかだとか、今までの取引で約束を破ったことが無いかどうかだとか、そういう事で判断をする訳ですわね。銀行の場合ですよ。あなたの会社は信用できないから、確かに危ないですよ。皆一生懸命やっているけど継続できるかは分からないですから。これはどの会社でもそうですわね。その時に、銀行であれば、あなたのところはもう貸せないと。それも一つの判断です。銀行の場合ですよ。けども支援をしようと言う事で貸す場合も有りますよね。ですからそれは、一つの判断なんですわね。だから、赤字だからと言ってどうだと言う事じゃなくて。それは当時協議も無かったですね、こう言う事にしようと言う判断があったんですわね。

委員：その時に、皆の意見が保証金がどうやと言う話があった訳ですよ。

事業者：ですからそれは、委員さんは鶴田石材が今後企業として存続するかどうか分からないと。だからそれと別にですよ、どっかに預託すべきだというのは一つの考えとしてあると思いますけど。この間から私が繰り返しお話しています様に、この世の中にこういう仕組みをやっているということは本当に無いです。

そんなことをすると、極端な例ですが原発の話もしました。中電なんか一発で潰れますよ。中電は民間の株式会社ですよ。あなたところの原発が、30年40年後にきちんと成されるかどうか保証が無いから、何千億を別途国が預かるから出しなさいと。そういう事と同じなんですよ。企業から見ますとね。

会長：唯一つ、ちょっとお話で分からないのは、一応採石の場合は、採石が終わった後は緑化しなければならないと言う事になっていますよね。それで、原発は確かにおかしいと思うんですけど。ただ他の企業が撤退した時に、現況復帰しなさいという法律は無いですわね。

事業者：それは緑化と言うのは、災害防止の為にやってくださいと言う定めですね。それ以上資金を別途積み立てておきなさいだとか、或いは別途預けなさいなどと言う事は一切ありません。これはどんな企業にも言える事ですよ。どんな工場にも言える事ですわ。自分の土地であつてもなかつてもですよ。そういうことは今問題になって、個人の家でも

問題なってますよ、空家問題でね。

委員：行政サイドだと今副市長が言われた様に、条例か何かで縛らなあかんと思うんですよ。その中で鶴田さんのところに移ったと思うんです。そういう意見は出てました。ただ行政は、これは僕の個人的な意見ですけど、運営と経営はだいぶ違いが有りまして、その時だいぶ議論した覚えがあるもんで。

会長：市が管理するということは、条例立てが必要と言う事なので。その条例を作って管理すると言う事は可能ですか。

委員：議会が承認するかどうかでしょうね。議案として作って出す事は可能ですよね。

委員：そもそもこれ、何のための基金？

委員：緑化基金ですから。積立する基金じゃなかった訳ですよ。緑化をするための基金ですから。

委員：だから、緑化の基金と言う事やけどな。何も緑化基金で、別に金を積み立てなくても緑化が出来ればそれで良い訳やけども。

委員：その時に議会のほうから、金をとりあえず、数字を出しておかないかんと言う事で5億を出してきたと。僕はそういう認識しております。

委員：金を5億出したと。現実5億円の金が別預金で積み立てとるんやわな。

委員：それがあつた事によって議会としては裏付けを、その5億円と言う数字になったと思います。

事業者：運転資金としては、一切使っておりません。定期預金として別口座を設けておりますから。

ただうちの工場としても、当然今緑化でお金を使っているんで、それを取り崩しても良いんですけど。でもとりあえず今のところ、工場の方の運営もそこまでしなくてもやっていけるということで、我々はやっているんですけど。

委員：委員さんとしては、行政が持つべきやつて言うのは、そういう明確なものをちゃんと確保したいと言う事ですよ。ただその為には、またその為の事を行政側にやってもらわないかんことですから。それは提言の一つですよ。

会長：それを提言するかどうかと言う事ですよ。市で管理すべきではないかと言う提言ですわね。

委員：5億円が残っていて、今まで全然使わずに言うのなら管理者変えてもいいけど、もう減ってきてる訳やんか。実際そこからもう費用出して。今更管理者変えるって言うのはどうかなと思うんやけど。

委員：今は5億円やんか。1億4千万使ってるから本当は3億6千万で良い訳やん。それを5億円盛つとると言うのも変なんやけどな。

事業者：今言われた様に、そこまで使わなくてもうちの工場は今のところやって行けますから。

委員：逆にそれは、プラスって言う見方ではいかんのですかね。それを明確にしろと言うならば、3億6千万にしたたらどうなんですか。そういう話が出とるんやから。1億4千万、鶴田さん儲かる話ですやん。僕は普通そう思うんですけど。

事業者：工場も今の工場経費からじゃ無く、その分をそっちからって言う事になれば僕の給料

も上りますよ。利益上りますから。

委員：委員さんの考えって、企業の信用度をちょっと不安に思うところがあって…。

委員：それを議会が採ったと思うんですけど。

会長：議会が採ったって…。

委員：どんな企業でもやっぱし市になると公のものやから、負債のことも考えやなあかん。

会長：じゃあ、3億6千万にして市に管理していただいではどうですかって言う…。

委員：これ第1回目の時に、その辺について質問いたしました。この時に明確な答えはありませんでしたけれども、確か市が毎年チェックされておるといふ風に聞きましたが、そうですか。

委員：それは残高証明を貰つとると言う事。

委員：監査と言う意味でおっしゃっていただいたと。

副市長：企業の監査は行政は出来ませんので。協定書に基づいて、鶴田さんが定期等で縛られている残高証明を頂いています。それは専務さん言われた様に、企業も生き物ですから5億円を棚上げした経営って言うのは有り得ないですから。その辺はご理解いただきたい。

委員：監査と言う言葉はちょっと不適當だったかも分かりません。チェック、言うなれば監視ですね。監視の意味があったと。

会長：何らかの監視はしていただきたいと、皆さん…。

委員：どう言う経緯で基金と言うのか何と言うのか、緑化をするためのお金として5億円、念の為積んでおいてくださいと。こういうことで始まったんでしょ。

事業者：そうですね。ざっと言えば今委員さんが言われたみたいに、「鶴田、お前の会社信用できないだろう。だから5億円置きなさい」と。端的に言いますと、失礼な言い方かも知れませんが経緯としてはそう言う様なことですね。

委員：そう言う様な事で5億円積んでると。しかし実際は、別のお金で現在までやって来ると。

事業者：工場経費の中でやっています。

委員：だから5億はそのまま手付かずで置いているという話ですけどね。それをあくまでも基金として扱うんだとすると、基金を何らかの形で担保する必要があるんじゃないかと言う事だと思えます。だけど5億円そういうことで積んだけれども、それには手をつけないで別のお金で、通常の工場運営の中で1億何某もう既に掛けています。だから契約通りに緑化事業が終われば、5億円有ろうが無かろうが問題ない訳ですよ。そういう事でしょう。

だから、それが心配だから基金として積んだと言うなら、その積んだ基金を担保する必要があるか無いかと言う議論だと思えますけど。御社としては、その金に手をつけないでやって来ているんだから、まあそこは信用でと言う事になるのかも分かりませんが。それならこんなの積む必要があるのかと言う話ですわ。

事業者：まあ前回、そういう経緯が有ったものですから、5億円を積んだ訳なんですけども。

委員：ちょっといいですか。その時に緑化だけじゃないんですよ。跡地利用の石の公園と言

う声も出てきたもんで数字が上がっていったと思います。

委員 : それはよう分からのやけどもな。

委員 : その議論があったんです。

委員 : 5千万掛ける10年で5億。

委員 : 5億ですよ。それを基準として又次の跡地利用に関しては、もっと掛かるやろうと言う話は議論された覚えはあります。それが明確にいくらやったってのは議事録見たらあると思いますので。

会長 : 緑化に関しては、鶴田さんがお金を出す必要はあると思うんですが、跡地利用には別に鶴田さんがお金を出す必要は無いんじゃないですか。

委員 : その時に鶴田さんが、跡地利用で石の公園なんかはどうですかと言う提案があったんです。それならばって言う話で。色々飛んでますけど、いろんな意見が一杯出とった中で。それは議案として物事進めた訳じゃ無しに、段階的な流れの中で話された事だと。それで、議員さんらがやっぱり鶴田さんに対して誠意を見せろという話がこの数字になったと僕は記憶してますので。そこで納得されたと思ってます。

会長 : その精神を生かすには、今後どうするかって事ですよ。

委員 : 私としては、また三者で考えてもらえば良いんじゃないかなと。その5億に関しては。ちゃんと明確に分かっておれば、どこが持つても。ただ、先程言われた様に、行政が持つのであれば、ちゃんと条例を作って管理してかなあかん。そして出す時には、議会の度に上程して年間計画立てて物事進めやないかんのじゃないかなと。それがなぜかと言うと運営と経営の違いです。そこにやっぱり壁が出来ますので。だから鶴田さんに行っただと思ってます。

その中でも鶴田さんが、今工場長が言われた様な話の中で、誠意はどんどん見えてるんじゃないかなと。その時の議論からすると、ちゃんと基金は基金で置いてくれてあって、今掛かっているのは、会社の能力でやってくれとると言う話を聞くと、これは納得せざるを得んのかなと僕は思います。違う考え方も有ると思いますが。

会長 : 最初の判断、評価して市の関与を強めたほうが良いと言う話がありましたよね。そう言う事になると、僕が思うのは、例えば今条例化されて流用計画して何とかって言う事になるとすごくチェックされますよね、緑化の進行が。それこそ議会でもチェックされる訳ですから。

委員 : 採石の売買は、示されたとおりですね。それとは別に、5億円の保証金と言うか基金と言うか何と言うか知りませんが。5億円の妥当性は何か分かりませんが。要するに、緑化を確実にしなさいよと言う事が契約に謳われとる訳ですよ。その緑化を確実にする為に、それじゃ信用だけでいいのかどうかと言う事で。ひょっとして企業は生き物ですから、念のために基金として積んどいてくださいと。それは通帳も印鑑も鶴田さんが管理しなさいと言う事になってるんでしょう、多分。

それで今日に至るまで、何ら事故は無しに来てますけども。そのところは甲と乙、鳥羽市と鶴田さんの間で、そういう過去の実績も踏まえてそれで何の支障も無いというのならそれはそのままで良いでしょうし。万一と言う事で、基金と言う形の捕らえ方だ

としたら、万が一にそれが機能するような保全の仕方と言うのは生まれてくるし。ここんところは、甲乙で協議して決めたら良いだけのことですわ。

会長 : だから、そう言う基金と言う意味で、万が一の時に担保出来る様にしてくださいって言う提言をすれば良いんですか。

委員 : そう言う事ならば。

委員 : こう言う意見もあるのよ。緑化資金として 5 億円掛かるやろと。その時に皆が寄って考えて 5 億円掛かるやと。それで、最低限度の 5 億円を積みましようと言う事になったんよ。そして、もう 8 年経ってちゃんとやっておいたら今 4 億円まで使って 1 億円しか残ってないはず。普通なら 4 億円使ってるはずなんさ。それを 1 億何千万しか使ってないというのは…。

委員 : いや、それはうまいこと本当にあそこに森が出来てましてね。何度も言いますが、あそこ行って一遍植林した人なら分かると思います。これにほんとに木が育つんかなって。

委員 : 例えば、計画通りに採石量がこれだけあったって言う時に、5 千万掛かるって言う単純な計算だけです。

委員 : あそこ緑化するのは、年間 5 千万で 10 年で 5 億という…。

委員 : 僕らの議論はそうじゃなかったですけど。

会長 : そうだったとしても、削ってあるのが半分くらいなので。シンプルに言うと 4 億じゃなくて 2 億 5 千万でもおかしくない訳ですよ、ちゃんと使ってたとしても。そこは微妙な採石量と過程で…。

委員 : その議論は行政の議論やと思う。3 億予算組んだら 3 億使ったのが行政ですから。

委員 : 何億使っても鶴田さんは緑化をしますと言う事で、それではとりあえず 5 億位は、念のために積んでおいてと言う事になってるんだと思うんです。だからそこをどう解釈するかは、もう一回、甲と乙で話し合ってもらって。現状のままで良いのか。それとも、もっと別の方法を考えるのか。それは 2 者で決めてもらわんと。

委員 : どんだけ経ったけど、最初の予定のお金が使われてないって言いますが、それは企業がやったので、企業努力だと僕はそう見てしまうんやけど。行政がやったら、3 億って計算出したら 3 億使ってますよ、綺麗に。緑化になつたらんでも。

委員 : それはそれで良いんさ。基金として残ってる 5 億を今のままにしとくのか、それともそれを基金として担保するのか、どちらかの話であって。今まで使った分がどうか、これからいくら残ってるとかやなくて。いくら残ってようが無かろうが、緑化を確実にやるって言う為の担保としてどうするかと言う判断ですから。それは、信用で今までちゃんとしているんだから任しておいてくださいと言うのなら、それで甲乙納得すれば良いだけの事で。それはあくまでも甲と乙で、その扱いについては、もう一回精査する必要があるのと違いますか、くらいで良いんじゃないですか。

会長 : 緑化を担保することについて、もう一度精査していただきたい。と言う様な形で提言したいと思います。

じゃあ 3 の④について事務局からご説明をしてください。

事務局 : 経済効果についてということで、前回菅島の採石場がどの程度経済効果があるのかと

言う事が委員のほうからありましたので、資料のほうを付けさせていただきました。

(別紙資料について説明)

以上です。あと鶴田さんのほうから補足説明がありましたらお願いします。

事業者： では簡単にご説明いたします。これは前回委員さんからお話がありました件で、止めた場合に直接雇用されている人や事業者の人は、倒産したり失業したりすることもあるだろうと。その辺のことも含めて提言を考えたほうが良いんじゃないかと、提言をする場合に。その様に理解しております。

80年以上我々継続している訳ですけども、全体で5億8千万強の年間平均取引がございます。だから雇用されている人は、失業後の事も考えなければいけません。またいろんな通勤や顧客の送迎をお願いしているところでも、年間平均9百万有るわけですね。そういうところが、事業が止めるとなると当然全部かどうか分かりませんが大きな痛手を被ることが必ずあると思います。あと部品とか修理、我々メーカーですからそういうのはたくさん有ります。そういったところも大きな影響があると思います。

ですから継続は直接の効果ですが、更に間接的に会社が又どこかへ注文だとか、或いは個人が物を買うだとか、そう言ういわゆる乗数効果と言うのは含まれておりません。

そういう事業者だとか個人にとっては、切実な問題が発生すると言う風な事が想定されます。

それから採石の製品を運搬していただいている船舶会社が2社ございまして、うちの石だけを運んでいるところもあります。或いはうちの石も一部運んでいるところもありまして、これも年間平均で5千6百万円の運賃を払っている訳ですけども。そういう事業者から言うと、それが無くなれば大変大きな痛みがあると。そして燃料、その他でも1千8百万くらいあるんですけども。燃料店、これは鳥羽市内の業者さんですけども、平均して百万以上の燃料を購入しています。そこら辺は恐らく大きな商売ではないと思いますので、売り上げの相当部分が無くなってしまおうと言う事があると思います。勿論、船員も3人おりますけど、これも船が無くなれば当然仕事も無くなると。そういう事があると思います。

そういう事を合わせて、直接の経済効果が平均5億8千万。それ以外に利用している業者の方で年間約5千万、当社の製品を買っていただいている。その会社からしますと、年間5千万仕入れてよそに売っている。これは買っていただいているので、今申し上げた5億8千万以外に5千万の仕入先がなくなると言う事があります。

以上が私共に関わる取引の概要でございます。

会長： 有難うございました。ただ今のご説明に対して何かご意見ご質問は？

委員： ちょっと質問させてください。従業員さん41名と書いてあります。鳥羽市の方、何人みえますか？

事業者： これは下請も含めて鳥羽市在住と考えています。伊勢だとか志摩市だとか言う人も居ます。

委員： 鳥羽市在住の方。

事業者： うち自体は23名。それから下請のほうが残りますね。

委員：それから外注、場内作業ですが、これは下請さんに外注しているという意味ですね。下請さんは地元の業者ですか。

事業者：本社は別ですけども、当社だけの仕事をしている。登記上の本社は兵庫県ですが、菅島に事務所を置いて当社の仕事をしている。

委員：それから名福海運さんの給与。この方は。

事業者：3人の船員居ますけど、3人とも鳥羽市です。

会長：他に如何でしょうか。

じゃあ、その他については何か提言させていただきますか？

委員：その他の中で③の下に、関係機関の役割の明確化と言うのがあるんですけど、私これ非常に大事だと思うんですね。緑地化にしても跡地利用にしても、この委員会もそうですし鶴田さんもそうですし、どういう風な形で関係機関が役割を果たしていくかと言う事なんですね。やっぱりその想定してある程度出しておいた方が良いんじゃないかと、提言の中にですね。

それで、緑地化にとっては鶴田さんをメインにして、鳥羽市さんとかこの協議会がどう関わっていくか、また跡地利用については、市民をどう巻き込んでいくかと言う組織的な取組とか、そういうものをどういう風に関係機関でやっていくかと言う事が大事です。そして当然ですね、緑地化の中でも跡地利用の中でも鶴田さんのお話を市民が聞くという機会も勿論作らないかと思うんですね。

だから必ず、ここで話し合った中で出てきた登場人物がですね、何か役割を担って。そして協定書の中身をどう解釈するにしても、そういう意見の中で吸い上げて行った中のものを使わなあかんし。今までこういうところが明確化されてなかったのが、今までのちょっとドロドロとしたというか、そういうのを長引かせてしまった訳で。誰もが関与したくない事ですけど、誰もが関与してないとですね、解決の付かない事だと思うので。

この関連機関はいったい誰で、どういう風な行動、活動をせないかんのかって言うのを挙げると言うか、提言の中でまとめるというか。それをちょっと次回までに鳥羽市さんに出していただくと言うのは如何でしょうか。そうでないとまたゼロから次やる時に出さなあかん。例えば、跡地利用研究会を作るんだったら、どう言う候補者でどういう風なものを作ったら良いんですよって言うのを、一応原案出して我々で揉むっていう事を1回でもやって有るのと無いのとでは提言に対して違うと思うし。

副市長：今委員言われた様に、緑地化などについての原案出させます。

会長：その他よろしいでしょうか。

ではですね、これで大体提言できるのではと思うんですが。

議事(2)その他。特にこちらでは用意していませんが何かございますでしょうか？

委員：一つ確認しておきたいんですけども、副市長。平成26年3月末の期限をどうするかと言う問題は、この検討協議会から何某かの方向付けを求めますか。それとも、それはあくまでも甲乙の間で判断して決めていく事にしますか。

最初に委員さんのほうから、今そういう延長を前提としての話はまずいんじゃないかと

言う様な事をおっしゃられたので。

副市長： 議論の中にもありました、量か期間かってお話になりますけど。期間についてはご案内の通り、大山については約2年強で東山については手付かず。従来の協定内容を守るとすれば、おのずと期間厳守ありきになります。その辺が延長のあり方については、この協議会の性格は、市長の政治決断をするための提言ですから、出来るだけそう言う判断が出来る様な材料を提言していただくほうが確かに有難いと思っています。

ただ、期間とかにつきましては、各委員さんの両論併記って言う意見も出ましたけど、それはどっちの方に比重があるかって言うのをより議論していただくとう有難いなと思います。

委員： 要するに、提言書をまとめる時に、その辺のことを触れなあかんと言う事ですよ。

会長： 触れて欲しいと言う事でしょうね。

委員： その辺をどうするかと思いましたが、確認をさせていただきました。

会長： 今日はだいぶ時間が長引いてそれは議論できないんですが。一応次回第5回目で提言をまとめる予定で、今日大体の方向、提言の内容を議論していただきましたので、それに基づきまして原案を提案させていただきたいと思います。

それで今の両論併記と言うことですが、3の②土石売買契約書の解釈についてと言うところですが。これは今のところ、原案としては両論併記で作りますが、次回これについてはもう少しどちらか比重があるかと言うことを議論したいと…。

委員： すみません。森林法の方からいくとですね、今申請書上げてもらっている形と言うのが、26年までに全部切り終わって撤退って言う形になっているんですよ。ところが、これまだご承知の通り、全然切れて無いんで。この年末くらいですかね、まずは1回変更の届けを出していただく事になると思うんですけど。

その時に、今の形のまま、要は採掘量を優先して、期間を延ばして変更申請を上げてもらうのか。若しくは、どう判断されるかあれですけど、採掘量と言うか伐りのはの形とかを変えつつ期間も延長するのかなと言う事になるんですよ。

だから今言えるのは、期間の延長無しって言うのは有り得ないんですよ、林地開発の方からいくと。絶対もう撤退なんて無理なんで、期間内に。

委員： ほってけって言う話やわな。

委員： それはもう駄目なんで。なので期間延長は絶対有り得ます。

会長： 期間延長は絶対だけれども、その形を変えるというのは有り得る。

委員： 有り得ます。そうすると採掘量は変わる可能性がある。それは増える場合も有りですよ、下手すると。

委員： それは何で。要するに、開発が済んで無いから。

委員： それもあります。

委員： それとも量を採って無いから。

委員： それは何て言うのか、契約されている内容にもよるので。

会長： その森林法上、延長しか有り得ないと言うのは…。

委員： 形状の変更があればよろしいんやな。

- 委員 : 緑化がしてないもんで言うこと。
- 委員 : いや、完了の形に未だなってないんで。
- 会長 : 申請どおりになっていないのでと言う話。
- 委員 : 期間を延ばしてするか、若しくはまた内容を変えてするか。どっちにしろ、期間延長は絶対にあります。
- 会長 : 申請どおりにならないと言うのは、申請どおりに行えなかったって言う責任は無いんですか。
- 委員 : それは無いですね。公共事業にしても減ってってるんで、需用が減ってるんで。鶴田さんところがサボって遅れている訳では無いので。
- 委員 : 緑化の問題とは全然別ですか。
- 委員 : 緑化って言うのもそれは、申請書の中と言うか、結局はその事業の完成形の中で緑化しますって謳ってもらってあるし。それはしてもらわなくちゃならないんですよ、それは保護なので。
- 委員 : 済んでないもんで延長せんといかんと言ってる訳なんやけども、永遠に緑化せえへんかったら永遠に続くということやな。悪く考えたらやで。
- 委員 : 緑化の工程と言うことで、第三者委員会みたいなんを作ってもらっても全然良いですけどね、言う様にね。
- 会長 : ですからこの 3 の②については、あんまり議論する余地が無いって言うことですね。延ばすしかない。
- 委員 : 期間としては延ばすしかない。
- 会長 : では、そういうことで原案を次回に。
- 事務局 : 次回ですけども、8月28日の火曜日にお願いしたいと思います。
時間は午前10時から、場所は同じくこの会議室ということでお願いします。
- 会長 : 本日は長時間にわたり有難うございました。